

大教正藤井稜威撰述

神宮教立教大意述義詳解

甲

東京 神宮教校藏版

神宮教立教大意述義詳解

神宮教教校長

藤井 稜 威 施

特48  
828

明治十六年のころ神宮教立教大意を解きて、神宮教會要旨の第二、三の巻とし、なほ其解を委し、  
 んとして、四説、四神理の八題を作りたり、又同十八年八月十日より、二十日の間、廣島本部にて、各教師  
 を集め、講究せし時講義せし其書取を教導職必携、また教旨といひて、修徳雜誌に掲げ、後に神宮教と  
 稱ふ一冊となせるものもあり、今年神宮教々校にて、教典を講明する爲にとて、ちりくになれるも  
 のせもなすべし、  
 本編をなすべし、心厚き人は、思漏らしつることいをも、よく訂し給ひてよ、  
 四説四神理の本題は、神宮教立教大意たる、惟神旨によれるものにして、曩に撰べる神宮教會要旨(立  
 教大意述義の章)に云る如く、其第一章によりて、造化、幽顯、修理固成の三説を成し、第二章によりて、  
 皇國々體等をなす、これ惟神旨の經なり、第三章によりて、修祓、鎮魂、主宰分掌、神魂歸天の四神理をな  
 す、これ惟神旨の緯なり、  
 本題の本題の旨を明ならしめん爲に、題を分てる故に、數十題の多きに至ると雖、未だ八本題の趣旨  
 と能はず、猶後會を待て、其蘊奥を開くべし、要するに、惟神の教旨を明にするにありて、一も  
 私意を交ふるものなし、凡て神典皇史に根據をとするものなり、

造化説

造化の語は、古事記に、參神作<sup>カミ</sup>造化之首<sup>カミ</sup>、(元首の義なり)とあるに據り、天之御中主神の創造生化の神  
 徳、産巢日神の鎔造化育の功徳を説く者なり、幽顯、修理固成、皇國々體等、該題の旨趣こゝに起因せざ  
 るはなし、概して常題の分題と云んも<sup>シヨクゴ</sup>詛言とすべからず、其故は造化は、天地万物の元始のみを、造化す  
 るに非ず、千万世にわたたりて、其神徳を幸ひますこと、古も今も行先も、替ることなし、天照大御神の御  
 神徳は、今の顯世に近ければ、人皆能く其鴻恩を知る、造化の神の御神徳に至りては、目のあたり見る所

能はざるより、或はこれに心を潜めざるもの多し、これ幽中の幽にして、殊に深遠なるが故なり、抑我天皇の鴻恩に浴するもの、誰か天照大御神を、尊敬し奉らざるものあらん、これ皇位は、天照大御神の定め給ひ、天壤と俱に無窮ならしめ給ふが故なり、然れば天照大御神の、生成化育の鴻恩を蒙るものは、宜しく其大元の神を、崇敬し奉るべし、然りと雖、造化の神徳は、天地万物の未だなかりし時に起り、幽顯神人万物の具備したる世に及びて、限りなきものなれば、書に筆し、言に語り盡すべきに非ず、いかに委しくすとも、なほ其事實の万分一にも、及ばざるものと知るべし、かくの如く無限の神徳にして、容易く説き出べきにあらざると雖、本教の由て起る元始なれば、殊に謹み重じて、神典により其本旨を明にし、教徒をして遺憾なからしめんことを要し、且海外に所謂、造物主と云る神の如きにあらず、ゆめかくの如く後世人の方便を以て、作爲せしものにあらざる旨を、明らかならしめ、神の御代に天の御柱、國の御柱を鎮め立給へる、神業に神習ひ、天下の人に、周ねく、靈の眞柱を、いはひ鎮めしめて、天地といや遠長に、子孫の末々に至るまで、清き赤き眞情を傳へ繼て、皇が朝廷の御臣たる大道を、踏違へしめじと、まづ天之御中主神の御神徳を、説明し奉らんとす、

○天之御中主神の御神徳のことは、古事記に天地の初て發くる時、高天原に成坐る神とあり、日本紀、古語拾遺も同じく、大原の始に現れ給へる趣きにて、その御言御行どもに、一も世に聞えざれども、其御名の義を解し、而して古事記に、夫混沌元既凝、氣象未効、無名無爲、誰知其形、云々と云る如く、大元の始のとは、後の世にして、明め難きを、元始の綿邈たる、先聖の恩顧にて、大素の杳冥なる、本教を傳へ給ふによりて、大元の始を知り、天神の神理を、明にすることを得るは、いともかしく、歡ばしきことになん、いでこの神の御神徳を、かつがつ説き出でんとす、まづ右の配の文に、混沌元既凝、氣象未効とあるは、假令ば人は幼にして、妻なく子なしと雖、既に倫理の道は、其人に備はれり、そはこゝに妻を娶り、子を生ずれば、其道あらはるゝを以て論なし、また天地も万物もなき古と雖、之を具備したる今日の實事は、有し玉へるものなり、故に天地万物の、未だなかりし古へも、既に顯在せる今日も、俱に天之御中主

神の、御神徳に至りては、異なることなきを、まづ心得べし、抑此神は隱身の神にますよしは、記に傳へたるが如くなれど、他の隱身の神と、聞えさせ給へるより、いと深く遠くまして、幽中の幽にましくけり、他造化の神等とは、殊にましますこと、今事新しく云までもなし、産巢日神と雖、直に御言通し給ふことは、なかりけむ、此神の御言も、御所行も傳はらぬを以て、思ひ悟るべし、固より人の言のほに語るべき限には、あらざることを明らけし、されば世の中にある万物、何一つとして、此神の御恩顧を、蒙らぬものなく、御神徳によらざるものは、世の中になきことなり、造化の神の神徳は、細密にわたる、天地間に彌綸せり、文化の基、既に定れるものにあらずや、抑造化は、物を創造生化する義にて、其物とは、神人、万物これなり、天地の大なるより、虫魚の小なるに至るまで、一も之に漏るゝことなし、かの人體中にすむ、小虫、水中等にすむ小虫の如きに至りては、人を去ること幾百分の小なるものなり、されどこの小虫にも必ず頭足、腹背なくんばあるべからず、然らば彼が腹中にすむ小虫もあるべし、實に限りなき微細なる物に至りては、人の智を以てはかり知る限りに非るなり、かゝる微細より大なる物に至りては、吾人のすむ大地の如きは、又驚くべき大なるものなり、但これより大なること、尙幾万倍なる物あらん、其小なるより、大なるものに至るまで、之を生化する神、即ち造化の元首にして、其功徳の大なることを知るべし、産巢日神をして、物體を成さしめ給ふも、この神の神徳の内にありて、其恩顧には漏れざるものなり、然れば諸の神たちの、幽世の神業をはじめ、顯世の人のなしとす、ことに至るまで、何一として、此神の御神徳の内に、あらざることなし、いかにとなれば、成す所の業は、云はましくも更なり、なすべき物實たる己の身を初め、其用とするものみな、天地の内にあらゆるものゝ、外ならざればなり、猶次々に云ふむねを、合せ考ふべし、今天之御中主神の、廣大なる御神徳を、解述んとすれば、其御成業の効を、解されば、其説いまだ明かなること能はず、こゝにおいて、先づ産巢日神の御神徳を説き出んとす、天之御中主神と云ふ御名の義は、こと長ければこゝにはいはず、又此神のまします處を、紀、記には、高天原、拾遺には、天中とあり、ともに天地万物を、造化し玉ふ所を云ふこと、天地万物を主宰し玉ふ、天照大御神の御座所を、

高天原と云ひ、又顯界を統御し玉ふ天皇の御座所を、高御座と云に同じ、尙下に云へし、其旨を合せ考ふべし。

○産巢日神の御神徳は、まづ高御巢日神、神産日神と、二柱ましまして、紀、記、古語拾遺をはじめ、古書に傳ふる處によれば、天之御中主神の、次に立給ひて、天地神人万物を産生し、今の現に至るまで結びて、一の物體をなすものは、みな此神の御神徳に依るものなり、産巢は物を産出し玉ふ義にて、日は灵奇の神霊を申すなり、古語拾遺の異本等によれば、此二柱の神は、天之御中主神の、御子と傳へたり、後の世の神人の、父子のさまにこと、あらざりけり、天之御中主神の、御神徳の内に、顯れ出で給ひて、其神徳を賛けて、万物を結びなし給へるさまは、正しく御親子の如くや、ましくけん、丹生川上祝の氏文に、始祖天魂命、次高御魂命、次血連魂命、次安魂命、次神魂命と見え、又神祇官に、王積産日神、生産日神、足産日神ませり、猶産靈神と云る神、古書にこれかれ見えたり、この中に、天魂命は始祖とさへありて、高御産日命の上に列ね奉れるは、少縁ならず聞えたり、(これに付て先哲の説われど、こゝには云はず、)皆産日神の神徳にませる中に、高御産日神、神産日神は、神祇官にても、最初に列ね給ひて、殊に尊くましまして、又紀、記に事とある時、高御産巢日神、神産巢日神は神體を現しまして、言議あり、詔命あり、御所業あり、これは正しく、當時のさまに隨ひて、御分魂の暫く、現身を現はして、爲し給へるものと見ゆ、御名を高木神、神産巢日御祖命と云るも、其故なるべし、御分魂の現身になりて、爲し給へる事は、御本靈とは、異なる御神徳にて、其例人の世になりても、大物主神、一言主神をはじめ、これかれみえたり、故にその御神徳の如きは、修理固成の中に、加ふべきものなれば、この所に説く限りにあらず、さてかく天之御中主神、産巢日神の御神徳を、説き奉るにも、御名の上に、止りたるのみにては、未だ聞えかねたるものあり、今一層人に聞とり安からしむるには、後の世に耳なれたる言にまかず、故に創造生化、鑄造化育の二題を設けて、猶詳かに御神徳を、説き明らめ奉らんとす。

○創造生化と云は、則ち古事記に造化と云に同じ、天之御中主神、造化の元首としまして、何事をやなし給ると云はむに、則ち天地神人万物を、創造生化し給へるなり、既に天地、神人、万物を悉く創造生化し給へば、産巢日神をはじめ、自餘の神等には、何の御功もなきが如くなれども、然らず、天地、神人、万物を産出し給る神は、産巢の神にませり、又神代の神は云まくも更に、今の現の人に至るまで、其大小の差こそあれ、ほどほどに、造物の功はあることなり、たゞ幽顯のさかひありて、其功に差別あるが故に、大に異なるに至れるなり、然ればこゝに所謂、創造生化は、何物を成し給へるぞと云に、産巢日神の鑄造し給へる元素の物を、まづ成し玉ひて、之を結びて、物體になさしめ、之を生成化育せしめ給ふ所の大さ徳にましまして、神の御代の事は云も更なり、天下後世人の以てなしとなす事と雖、之を約すれば、一として創造生化の中に、あらざるはなし、此神の元素をなし給るに非れば、産巢日神は何物をか結びて、物體ある天地神人万物を産出し給ふべき、深く心をひそめて、考へ奉るべし、後の世人偶々、其元素あることを知りて、火は何元素、水は何元素、或は何十元素ありて、人體はなれりなど、其元素を知り盡せることと云へど、そは纔に人の窮理の、及ぶ限りにこそあれ、幽中のことは、いかで窮め盡すことを得べき、凡そ人の身體の如き、既に位置備れるものは、其分に應ずる者には、眼力之に及べども、其極めて大なる者、又極めて小なる物には、眼力の及ぶべくもあらず、これを以て思ふに、此神の成し給へる元素は、極めて精微なるものと見えたり、古より大神大御神など、稱し奉らざるも、故あることなるべし、万物の靈たる人の智にも、必ず其思慮の能ふ限りにあらず、其物の微細なるが爲なり、但し其極めて微小なるもの、即ち極めて其廣大なるものを成せり、これに依て、其位置既に定りて、其分を備へたる後世の神人にして、量り知ること能はざるものあるを知べし、又古代より、この神には四時の祭幣を獻り給ふとなく、神社に齋ひ奉ることも聞えず、甚く自餘の神たちと、異なるどころあり、心を注ぐべし、凡て天地間にあらゆること、創造生化の功徳に、漏るゝことなしと雖、これは幽中の幽にあり、顯はれたることに、説き及ばざれば、其御大徳をして、詳に之を示すこと能はず、故にこゝに鑄造化育の神徳を説き出で、本題の説をして、全からしめんとす。

○鑄造化育とは、産巢日神の御神徳を、かく書取れるものなり、顯宗天皇紀に、三年春二月丁巳朔、阿闍  
 臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有預鑄造天地之功、宜以民  
 地奉我月神、若依請獻、我當福慶、事代由是、還京具奏、奉以歌荒操田、壹岐縣主先祖、押見宿禰、侍  
 祠、夏四月丙辰朔、庚申、日神著人、謂阿闍臣事代曰、以磐余田、獻我祖高皇產靈尊、事代便奏依神  
 乞、獻田十四町、對馬下縣直侍祠、(日神の御さとし)とも、月神のと等しかりしを、上文にゆづりて、  
 略かれたること、先哲の説るがごとし、)と見えたる、鑄造の文字をとりて、かく題名しつ、さて天之御中  
 主神の、創造生化と相並びて、鑄造化育あるにあらず、幽顯、神人、天地、君臣、父子等のごとく、堅に列な  
 れるにて、鑄造化育は、創造生化中に胎れたるものなり、世人これをかの夫婦、兄弟、朋友、自他等の横に  
 並べるものと、混するが故に、解得ざるごとあり、然れば顯は幽中の一界にして、別界あるにあらず、人  
 は神の内の一種にして、神の外に人あるにあらず、君臣、父子は、兄弟、朋友の如く相並べり、其權を争ふ  
 ものにあらず、是等下各條にわたりて、要とあることなれば、こゝに委く説明するものなり、この鑄造化育  
 は、則ち創造生化の内でありと雖、これを委くするときは、天之御中主神の御神徳は、幽なるを、産巢日  
 神の御神徳は、今の顯にちかければ、既に其物體をあらはし給へるなり、上にムスヒと云る語を解たる  
 にて心得べし、かの原素は精微なるものにして、未だ人のなれたる動物植物の如き、形體を成さざれば、人  
 眼に觸れず、故に未だ物體をなせりと、いふべきものにあらず、産巢日神に至りて之を結びて、天地、神  
 人、万物とはなし給へるなり、中古人が口吟にも、心をも形をも、此神の結び給へりと云るも、この由な  
 り、産巢日神は、天地の初の時より、天地のあらむかぎり、かくの如き御大徳にまじくければ、朝廷の  
 御上は云ましくも更に、世人の尊敬も、他の神たちに異なり、産巢日神の鑄造化育によりて、天地をはじめ、  
 神人、万物を生じ給へば、その神と人と權力を異にし、また禽獸、虫魚に至るまで、各々其形體位置の分  
 をなし、其界を異にするに至る、故に鑄造化育の本義を、明にせんには、先幽顯の説を、説明せずんばあ  
 るべからず、

幽顯説

幽顯のことは、神典に明かなるを近代之を解き誤れるものあり、よりて先その誤れることを辨へ、本旨  
 を明にせんは、記に隱身とあるは、現身に對へて、神靈のことを云ひまた出入幽顯とあるは、伊邪  
 那岐大神の、夜見國に幸行るを、幽に入ると云ひ、顯國に同坐るを顯に出ると云るなり、また紀に幽顯と  
 あるは、訓乃如く、神と人を云り、また同紀に、幽神事、顯露事とある、幽神事は、幽界の神事を云ひ、顯露  
 事は、人畜をはじめ、動物植物に至るまでの、現の上にかゝれる事を云り、抑世に幽といひ、現と云ふは、  
 吾人の形體を具へ、動物、植物世に顯はにして、眼力の及ぶ限りの物に付て、之を云ふなり、形體の有る  
 ものも、吾人の眼力に能はざるものは、之を幽と云へる事あり、況や己の神魂をはじめ、祖先及び上  
 代の神靈をや、殊に其在處の著明なる夜見國すら、幽と云るをや、是も亦人眼の及ばざるに附て、云る  
 が爲なり、我天皇の知召界の限りは、吾人之を疑けて顯といふ、而して祖先神靈を始め、神代の神祇等  
 に至りても、各其御力の及ばせらるる限りは、皆顯なること、推て知るべし、其力及ばせられざる、  
 幽に對しては、吾人の祖先の靈に對するに、異なることなし、然れば幽中に幽ありて、その奥に至りて  
 は、幾界たるを、知らざるに至らん、そもく幽中の幽にまじし、天地の未だなかりし、大元の時よ  
 り、大ましませる、造化元首の神に至りては、天地の間に、幽と云べきものなく、悉く顯なること、云  
 も更なり、かれ幽と云ひ、顯と云は畢竟已に賦せられたる、力の及ぶ限の間に、施したる辭なるを、  
 天地の間に、幽顯の二界あるごどく、説成せるは、甚く誤れるものなり、右にあぐる所の證、みな顯  
 に向へたるを以て知るべし、固より幽といふもの、別にあるにあらず、自ら顯にあるに向へて、云るも  
 のなり、幽顯の分る、所以は、神人萬物成れるに依りて、神人萬物、各其權力の差あるが故なり、天之  
 御中主神高御產巢日神產巢日神を、隱身にまじしに傳へたるは、字麻志阿斯阿備比古遲神の成る  
 が故なり、猶次々に隱身の神なるよしを傳へ、古を神代と云ひ、今を人の世と云に到れるも、その心は  
 へなり、(但し其世を美稱へて神代といへる類は此限に非ず)とを悉しく云は、字麻志阿斯阿備比古遲

○鎔造化育とは、産巢日神の御神徳を、かく書取れるものなり。顯宗天皇紀に、三年春二月丁巳朔、阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月神、著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有下預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻、我當福慶事代由是、還京具奏、奉以歌荒操田、壹岐縣主先祖、押見宿禰、侍祠、夏四月丙辰朔、庚申、日神著人、謂阿閉臣事代曰、以磐余田獻我祖高皇產靈尊、事代便奏依神乞、獻田十四町、對馬下縣直侍祠、(日神の御さとし)とも、月神のと等しかりしを、上文にゆづりて、略かれたること、先哲の説るがごとし、)と見えたる、鎔造の文字をとりて、かく題名しつ、さて天之御中主神の、創造生化と相並びて、鎔造化育あるにあらず、幽顯、神人、天地、君臣、父子等のごとく、堅に列なれるにて、鎔造化育は、創造生化中に胎れたるものなり、世人これをかの夫婦、兄弟、朋友、自他等の横に並べるものと、混するが故に、解得ざるごとあり、然れば顯は幽中の一界にして、別界あるにあらず、人は神の内の一種にして、神の外に人あるにあらず、君臣、父子は、兄弟、朋友の如く相並び、其權を争ふものにあらず、是等下各條にわたりて、要とあることなれば、こゝに委く説明するものなり、この鎔造化育は、則ち創造生化の内におりと雖、これを委くするときは、天之御中主神の御神徳は、幽なるを、産巢日神の御神徳は、今の顯にちかければ、既に其物體をあらはし給へるなり、上にムスヒと云る語を解たるにて心得べし、かの原素は精微なるものにして、未だ人のなれたる動植物の如き、形體を成さざれば、人に觸れず、故に未だ物體をなせりと、いふべきものにあらず、産巢日神に至りて之を結びて、天地、神人、万物とはなし給へるなり、中古人が口吟にも、心をも形をも、此神の結び給へりと云るも、この由なり、産巢日神は、天地の初の時より、天地のあらむかぎり、かくの如き御大徳にましくければ、朝廷の御上は云まくも更に、世人の尊敬も、他の神たちに異なり、産巢日神の鎔造化育によりて、天地をはじめ、神人、万物を生じ給へば、その神と人と權力を異にし、また禽獸、虫魚に至るまで、各々其形體位置の分をなし、其界を異にするに至る、故に鎔造化育の本義を、明にせんには、先幽顯の説を、説明せずんばあるべからず、

## 幽顯説

幽顯のことは、神典に明かなるを近代之を解き誤れるものあり、よりて先その誤れることを辨へ、本旨を明にせんことを、記に憑身とあるは、現身に對へて、神靈のことを云ひまた出入幽顯とあるは、伊邪那岐大神の、夜見國に幸行るを、幽に入ると云ひ、顯國に同坐るを顯に出ると云るなり、また紀に幽顯とあるは、訓乃如く、神と人とを云り、また同紀に、幽神事、顯露事とある、幽神事は、幽界の神事を云ひ、顯露事は、人畜をはじめ、動物、植物に至るまでの、現の上にかゝれる事を云り、抑世に幽といひ、現と云ふは、吾人の形體を具へ、動物、植物世に顯はにして、眼力の及ぶ限りの物に付て、之を云ふなり、形體の有るものも、吾人の眼力に能はざるものは、之を幽と云へる事あり、況や己の神魂をはじめ、祖先及び上代の神靈をや、殊に其在處の著明なる夜見國すら、幽と云るをや、是も亦人眼の及ばざるに附て、云るが爲なり、我天皇の知召界の限りは、吾人之を號けて顯といふ、而して祖先神靈を始め、神代の神祇等に至りても、各其御力の及ばせらるる限りは、皆顯なること、推て知るべし、其力及ばせられざる、幽に對しては、吾人の祖先の靈に對するに、異なることなし、然れば幽中に幽ありて、その奥に至りては、幾界たるを、知らざるに至らん、そもく幽中の幽にましまし、天地の未だなかりし、大元の時より、大ましまする、造化元首の神に至りては、天地の間に、幽と云べきものなく、悉く顯なること、云も更なり、かれ幽と云ひ、顯と云は畢竟已に賦せられたる、力の及ぶ限の間に、施したる辭なるを、天地の間に、幽顯の二界あるごとく、説成せるは、甚く誤れるものなり、右にあぐる所の證、みな顯に向へたるを以て知るべし、固より幽といふもの、別にあるにあらず、自ら顯にあるに向へて、云るものなり、幽顯の分る、所以は、神人萬物成れるに依りて、神人萬物、各其權力の差あるが故なり、天之御中主神高御產巢日神產巢日神を、隱身にまますよしを傳へたるは、字麻志阿斯訶備比古遲神の成ゆるが故あり、猶次々に隱身の神なるよしを傳へ、古を神代と云ひ、今を人の世と云に到れるも、その心はへなり、(但し其世を美稱へて神代といへる類は此限に非ず、)それを悉しく云ば、字麻志阿斯訶備比古遲

神の、造化の神に對し、天照大御神たちの、別天神（ことみかみ）をた神代七代の神に、對し給へるも、吾人が神代の神及び祖先神靈に對せるに、異なることなきなり、造化神の天地を鑄造し、神人萬物を成化し給ふ、その成化によれる神人は、造化神と、同徳の神にあらざ、新に自ら顯（あらわ）すべき力を具へて、造化の神の功徳を贊成し給ふ、よりにて天神の造化説を明かならしめんとするには、まづ幽顯説を、詳明に辨解せずんばあるべからず、よりにて、麻志阿斯訶備比古遲神より神代七代の神の神徳を説きひきて幽顯といひ、隱身と云ふことを、明らむべし、

宇麻志阿斯訶備比古遲神より伊邪邦美神まで、十五神は、天地の中に、葦牙の如きものなり、それによりて成ませる神なり、今この神たちの御神徳を説くはじめに、天地の初判と云ふこと、大地の成れる事と、一物といへる三つを、説きわくべし、

○天地初判、開闢之初、(日本紀、古語拾遺)、天地初發之時、(古事記)、と云るは云々でもなく、世の初めを廣く云るなり、産靈神の天地を、鑄造し給へるはじめにて、そのもの、うつゝに顯はれ出たる時なり、其時のさまを、古天地木ノ割、陰陽未分、混沌如鷄子、溟澤而含牙、清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、故天先成、而地後定、然神坐在其中焉、故曰開闢之初、洲瓊浮漂、譬猶游魚之浮水上也と云り、この文の洲瓊浮漂より下は、次の大地のなれる所に云り、この外に天地混成之時と云る傳あり、神の御典のなかに、天の成れることを傳へたるは、清陽者薄靡而爲天といひ、天先成と云る外は、みえたることなし、大地に傳へたる傳言故に、天上の事には及ばざりしのみならず、天はいと廣く大きくて大地もその内の一されば其委しき傳さきぞうべかりける、天つ日の國のこの見えたるは、天照大御神の御座所なるが故なり、神聖在其中とある神聖は、則宇麻志阿斯訶備比古遲神以下神代七代の神たちあり

○大地のあれるさまを、洲瓊浮漂、譬猶游魚之浮水上也、(紀正誓)、國唯地稚之時、譬猶浮齋而漂、(同第二一書)、譬猶海上浮雲無所根係、(同第五一書)國稚如浮脂而、久下那洲多陀用幣瓊之、時、(記)と傳へたり、いと稚々しくて譬ふるにも苦しく容易（たやす）からぬことを推して知るべし、人身のなれる初めのさまにぞありけらし、混沌如鷄子、溟澤而含牙と云るは、天地混成のさまにて、こゝにいへるは、大地のみのさまなり、大地も天中の一つかれは、所謂先成後定こそあらめ、別にあるへくもあらぬと、天地を父母の如くといひ、天を陽、地を陰といふ説になづみて、天地みな兄弟にて、其父母あることを、明にせざる混ひを、諭さんとして、かく云別つるなり、天日大坤と云るやうに、既に形づくりわかれなると後こそあらめ、未だかく形を造らざる以前は、所謂混がれたるなり、兄弟姉妹と生れ出でたる後を以て、父母の徳に及ばし混ふべきにあらず、凡て大地のなれるさまは、この傳へ言と、宇比地邇神より、阿夜訶志古泥神までの、御名義を説き辨へなば、いと明ならんかし

○一物といひ葦牙の如しと云るは、宇麻志阿斯訶備比古遲神以下、伊邪那美神の成ませる原質なり、まづその一物のなれる所を辨ふべし、記には國稚くた、よへりし中よりと云ひ、紀には天地之中、國中虛中、空中など、云り、今せ考ふるに、國地(こゝ)に國地と云るはた、この大地のみを云にあらざ、國狹槌尊の考下へ合すべし)となるべき物の、いと稚々しかりし中より、高く抜出たる物と見えたり、故に天地之中とも、空中とも云るなり、この神たちは、大地のみならず、天地の中に廣く御功ませり、そは宇麻志阿斯訶備比古遲神、天常立神、國常立神、國狹槌尊、豐雲野神たちは、造化神につきて、御功いと高かりし故に、神典に別天神といひ、或は槌神といひて、餘の神たちとわかち、又はまたの御名等もあり、その御名も宇比地邇神たちとは、いとことばに坐り、その差別あるを思ふべしなほその神々の所に云ふを合せみるべし、さてその一物のさまをば、記には葦牙の如く萌騰る物といひ、紀に狀如葦牙、狀貌難言、狀如葦牙之抽出といへり、思ふにこの物によりて、成ませる神の御名に、葦牙と負坐る故に、葦牙の如しと傳へつるものとみえたり、故に狀に貌難言と云傳もあるなり、但し萌騰る狀正しく、葦芽のもゆるさまなるを云り、葦の殖物の中にも、早くより生し立給ふことは云も更なれど、葦は神の御名を負持さぬることをおきて、既に葦ありてこれを神の御名に負せせることと、思ふべからず、この萌騰たる

ものは何なりけん、傳はらねば言も名づくべからぬものにて、産靈神の神を結び給へる爲に、神靈となる原質を細はし給へるなり、之によりてまづ宇麻志阿斯訶備比古遲神以下の神たち、次々かりませり、

○宇麻志阿斯訶備比古遲神は、葦牙の如くもえわがりし物によりて成ませり、宇麻志はよきを美たる稱あり、阿斯は開闢主の義にて、神典に始有三人とみえたる如く、國開の初になりまして、其國をなしまじ給ふ意あり、訶備は葦牙とある牙にて、神靈の義あり、これを一物の筋のぼるさまをたどへたる、葦牙に混べたるは甚く紛らはし、かの蛭といふ虫をまづありとして、蛭子のことを説く類にて、甚じき混ひを起す故に云添るなり、心すべし、但葦牙は殖物の中にて、最先に成初め、國土を繁きなすもの故に、この神の御名をおひ持することは、も更なり、比古遲は紀に彦舅ともありて、男神の稱あり、この神は産靈神の萬物を結び給へる、最初になしませる神にて、産靈の御徳を登け給ひ、天地の中に國開きの大き功を、建給る神にませり、

○天常立神國常立神、天國と云は後々の多くは、男女の神の稱なるが、こゝはさることの傳へあし、常立の御功に男の外を保ち、女の内を修る如く持分たるごとくなれば、かく稱へたるものならん、常は底と同じく至れる限をいふ、所謂天綱地緯を、鎮め給へる神なり、

○國狹能尊は、國割立の義にて、國稚く漂現る時に割立て、數箇の國をなし給る神なりと云説あり、さる御功にやますらん、こゝに數箇の國といふは、天日および月星等をも廣く云なり、其本據は何かりといふ傳あけれど、思ふにこの大地、若くは天日等の根本ならん、

○豊雲野神、又の御名は、豊國主尊、豊組野尊、豊香節野尊、浮經野尊、豊貫尊、豊國野尊、豊留野尊、葉木國野尊、國見野尊と申す、この神ばかり御名多くませるはなし、御功の廣く高くさせる故なり、豊は動むといふ用を略さたるにて、所謂天地の公私運をささしめ給ふを、云ることゝこえたりこの神はこの運をなさしめて、國地を成立せしめ、國地となさしめ給ふ、御功の神にませり、こゝに

とりすべていはし、宇麻志阿斯訶備比古遲神は、國開きの神にて、底立神はその國の限を鎮め、國狹能尊は、其國々を割立て、之を分ち、各其所を定め、豊雲野神ぞ其國々の運を定めて、初めて今の現の國所をはあし給へりける、これ皆一時に止らず、其事の万世にわたれり、其御功德の高さを思ひ、よく心を注ぎて辨ふべし、又いふ以上は幽顯の中にて、幽に屬き、女男の徳を兼ね、其靈契をばはかるべからず、以下は幽顯の中にて顯に屬き、女男の差別を明にし、其徳殆ど修理固成のさまに近し、○宇比地遲神、須比智遲神は、初泥沙泥の義にて、泥をあし國地に作りたて給へる神にて、この神より下の神々は、この大地國土の上に御功ませるなれば、これによりて其跡を明にし、この神たちの御名におひませる故を、明らむべし、

○角杙神、活杙神、角材は殖物をなし給へる神にまし、活杙は動物をなし給へる神にませり、殖物動物同時にあらはる、則伊邪那岐伊邪那美命の御時なり、(葦また鶴鶴等みゆ)但し殖物まづ開き動物こゝに成立つさまなるは、おのつから女男の御功に、肖たるしるしならん、

○意富斗能地神、意富斗能辨神は、宇比地遲、須比智遲神につぎて、國土をなし、海陸を定め給ひ、やがて修理固成の天職を行ふへく、作り建たまへる御功のよしあり、

○游母琉神、阿夜訶志古泥神は、角杙、活杙神につぎて、殖物、動物ありて、國土やかて國地をなせる御功のよしなり、こゝに國地といふは、神人のすみて、天職を行ふ場所をいふなり、右に云る國土とは少か異あり其差を明にすべし、右の宇比地遲、須比智遲神の御功は、意富斗能地、意富斗能辨神にひらき、角杙、活杙神の御功は、游母琉神、阿夜訶志古泥神にひらき、俱に伊邪那岐、伊邪那美神に至りて、成調たるものにて、かの冬ごもりたるが春にひらき、夏に至りて成立つさまなり、

○伊邪那岐、伊邪那美神は、はじめ隱身の神にませるが、現身をよそひまして、相誘ひて御心を一にし、御力を合して修理固成の道を、興し給へるよしの御名なり、次に委し、こゝに幽界と隱身のことゝ、顯界と現身のことを辨へて、本條の旨を明亮ならしめんとす、



○幽界といひ、隠身と云ふことは、記に所謂無名無爲の古より、今に至りて、幾回にか分れつらん、  
 詳にすべからずと雖も、今其大凡を辨ふべし、  
 天之御中主神は、産巢日神と神徳異にして、大元の神にましませは、假に統くる時は、第一の幽界の  
 隠身にますとも云べきことは、遂に教會要旨惟神旨の解に、辨へたるが如し、次に高御産巢日神、神  
 産巢日神は、造化の神にて、他の神に異なることは、神典に明かされば、第一の幽界の隠身にます  
 云ふも經論にあらす、亦是二柱の神と同じ列なる産靈神もこれかれますべし、今は委しく云はず、記  
 に傳へたる所にては、宇麻志阿斯訶備比古遲神より、豊雲野神までを、隠身にますともあれど、大和本  
 紀には、國常立尊、國狹穗尊、豊斟淳尊、此三神獨化身藏矣、泥土煮尊、大戸道尊、而足尊、伊弉諾  
 尊此四神共化身藏矣と見えたるによれば、記の傳にも古くは隠身とありしが、後に漏れたるなるべし  
 何はともあれ紀にも、國常立神より伊邪那美神まであはせて、神代七代とあれば、同列の神にて  
 産靈神につぎて、みち隠身にませること明なり、伊邪那岐、伊邪那美神、現身を装ひ給ひて、修理固  
 成の任を盡し給ひ、これより傳へて、顯に現身を以て盡し、又靈魂の幽世に入ることのはじまりつる  
 あり、されど皇孫尊天降りませるより後のごとく生死の分の明かにはあらざりしとあり次に云る旨  
 をも合せ考ふべし、

天照大御神には、月夜見命をはじめ、八百萬神ひとしく、奉事したまひて、御同界の御有状あるか  
 に、皇孫邇々杵命よりこのかたの顯世の現身にむかへては、幽界隠身なること、云も更なり、伊邪那  
 岐命の請を容れて、大占に卜へ給へる天神は、産巢日神と聞え、また天照大御神の、齋祭り給へる  
 神在すこと、神典に見えたるを以ても、幽界は、吾人の顯界に向へたる、一界のみに非ることを、思ひ定  
 むべし、また隠身と云ふとは、現身に向へて、云る者なれば、今の我らの如き、現身と等しく、この現世  
 に顯はに坐ざるまでにて、御身の具足し給ふことは、云も更なり自我手候久岐斯子と、あるにても  
 知るへし、但し天神の詔命を以て、伊邪那岐、伊邪那美命に、修理固成のことを、依し給へるより、後に

御名の出たるには、別に辨ふべきことあり、抑隠身は、吾人より統くる時は、之を靈と云ふへし、向  
 靈にあらすして、吾人と等しき形體あるをも、隠身と云ふへきものあり、天上のことは暫くおき、此  
 國土にても、大國主神、事代主神の隠身と成給へるをはじめ、日本建命の御さま、又現にもまれくには  
 常の形體を以て論じ難き、赤縣洲の玄道に謂ゆる、尸解の道を得たるもあるべし、殊に外哲の云る如  
 く、禽獸等は、其形體をして、尋常の理を以て、論じ難きものあり、これら隠身の質を、あきらかに  
 せんとて、少かいへるなり、さて幽界の隠身は、無限の力を有し給ひて、顯界の現身有限力と大に異  
 なるものなり、故に顯世の理を以て、論じかたきものおほし、外教にはつねに顯世の理をして、以て  
 幽界のことを解せんとす、其常を待ざるもの多からん、これ眞の傳説を失ひ、中世人の臆測を以て作  
 爲せるが爲あり、皇國人にして、なほ我惟神の傳を辨へ知らず、かへつてかの人造教に心醉するも  
 のあり、惑へることの甚しきもの、と云べし、この幽界隠身のことを、明にせんには、顯界現身の説を  
 詳にせざれば、未だ盡ざる者あり、故に次に之を辨せんとす、併せ考ふべし

○顯界現身といふは、即ち天之御中主神に對し奉りては、産巢日神以下これなり、産巢日神に對し奉  
 りては、宇麻志阿斯訶備比古遲神以下、神代七代の神たちこれなり、天照大御神天地のことを知しめ  
 し、八百萬神に君とませるも、猶上の神たちに對し奉りては、顯あること、神典のおもひきにて、明  
 亮なり、天照大御神に對し奉りては、わが天皇の知召どころは、顯界にて、臣子たる天下人民、みち  
 現身たること、論を待すさればわが顯世人の、其力の限りあるに向へては、神たちの無限力にませる  
 ことは、云までもおけれど、神たちといへども、なほ其奥深き幽界にます、神の無限力なるに向へて  
 は、畏れれば有限力にませること、神典にそのさま見えたり、故に神世の神たち、わが現身に對しては、  
 如天津水影一押伏而、我所見國、何謂無國、云々と宣へども、猶同界にして、同列の神に對しては、さ  
 は坐さるること、畏れど、右の故あることあるべし、又隠身の神も、顯世にまして現神を装ひ給へる  
 時は、其界のさまに隨る、力を有し給へりと、覺ゆること、上に云るが如し、幽顯のことを論ふに、よ

く上件（じやうけん）のむねを明らめざれば、其本意（ほんい）を盡（つく）すこと、能はざるものあるべし、既に幽顯（ゆうけん）のことを明らめ神人の界を詳にするにすれば、神人の道とするものを、辨へざるべからず、今常同、常別の理を解して、益々幽顯、神人の差を明し、人は人に對して、權利義務を論ずとも、神に對する權を有せず、又人の上にも、君臣、父子の權利、平等あらざるは、既に天性に具れる所にて、之を人為とする惑を、解しめんとす、

○常同常別の理と云は、即ち人は天神賦與のまゝにして、常同とて萬人平等ある理と、君臣、父子、男女の差等ある理とを、有したるを云ふあり、抑天御中主神の所にては、天地、神人、萬物同一體なれば、君臣、父子、神人、男女みち同一にして、何の差あらん、然れども既に父子とわかれ、祖先と後とを分けるにれば、やがて其間を調理する道あり、これ所謂天理にてすきはち人倫の道とあり、未だ分れざる始めを以て、分れたる後を押しとせば、調理の道を失ふ、但しこれは神人萬物の上にある萬世動かすべからざる大體に付て言ふ所なれば、纔に一時を調理する制度の如き、沿革あるものを云ふにわらず、さて人は靈止の義にして、靈は則ち神なり、其魂則靈なりといへども、はじめて世に生出し形體ある現神なれば、神に對立すべからず、これ靈にして常例の理ある證あり、又君臣、父子、兄弟に至りては、靈といひ、形體といひ、才も徳も、一も異なるものあらざれば、人誤て同等の權を有するものとす、固より君も人もあり、臣も人もあり、一も異なる所なければ、其體質の常同なることは、辨を待たずして明なり、然れども神典に徴するに、天神產巢日神の詔命を以て、伊邪那岐伊邪那美命に漂蕩（ひょうたう）る國を修理固成せしめ給へり、こゝに於て、伊邪那岐命、天地の君たるべき神をして、天照大御神を生まして、月夜見命をはじめ、御子たちをして、大御神の御功徳を賛け、各風火土金水に海川草木に、夜の食園、天下青海原などに、事々物々に、分掌せしめ給ふ、この時思兼神、天忍日命、天兒屋命、太玉命をはじめ、產巢日神の御子孫、千五百座と、多くますといへども、悉く大御神に仕へ奉り給はざるはなし、

又少彦（すくなひこ）名命をはじめ、みな皇孫命の知看す、天の下に功ませる神たちは、同列なることは、更に論ふまでもなし、幽世は云までもなく、顯世の狀も、一派分派、君臣にして、父子の親を兼るもの、終古不易なり、是を以て考へ奉るに、產巢日神の詔命にて、伊邪岐命の御正統を以て、かみながら永世の君と給へることを明なり、既に君臣の分あり、幽界のことは、天地の諸神たち、天照大御神に、奉事し給へるさまを以ちて知るべし、顯世にては、天照大御神その皇孫命に神器を授けて、寶祚の神敕を下し、天下に君臨せしめ給ひ、また古語拾遺に是以群神奉敕、陪從天孫、歷世相承、各供其職と見えたる如く、諸神は皇室に奉事して、以て終古かはることなし、是造化神の御心に出たるものにあらずや、後世人或は寶祚の神敕を以て、今世に所謂君主專治の如くとし、又天安河の神議を以て、君民共治などとするものは、未だ神典の眞理を、得ざるものにて、活物を以て、死物に比ぶる説と云べし、後世臣子たるもの、或は皇室に對する道の、闕然たるものあり、みち外國の陋習に溺れて、天性を失ひたるが故あり、歴史及び萬葉集等によりて、古人即ち吾人の祖先が皇室に盡すことの、厚きを見るべし、又子の父に於ては、即ち君臣の分の如し、天下一般に頂くと、其子孫のみの頂くと、廣狹の差あるのみ、其奉事する一も異なることあるべし、外國人は父も人なり、子も人なり、何の差あらんとて、尋常の理を以て、之を論せんとす、みち天性にわらず、いかにとあれば、父母天賦の靈を結ひて、子の体を具へて、與へたるものあり、抑造化神は祖先の形體と俱に、永遠に靈を傳へ給ふ、所謂神魂の神のみたま、父母の氣に入り、生れ出る、之を人神といふ、我らが身の内にます神なりと、云ふ神語則ちこれなり、後世人誤て、靈を造化の神の直授の物とすれども、否らす之を他に比するに、かの穀の種を與へ給ひて、年々に人をして之を作り立しめ、幸へて以て年を成さしむるが如し、但靈魂の日々に殖、月々に大きくなれる由は、鎮魂の説によりて明らむべし、古歌に父母を見れば尊し、妻子のればめぐしうつくし、世の中はかくぞことわり、云々と詠るは、よく天性を全くする理を、知れるものあり、ゆめ外國の邪説に勿惑ひと、禽獸虫魚等に至ても、固より夫々の差あること、又論ふ、君臣

父子男女畜出の差あること幽顯神人の差あるを以てこれを推知すべし、君父に仕へ臣子を慈む、皇國の眞傳の尊きこと、かくの如し、人の大倫を、明にせんとするもの、この道によらずんば、あるべからず、亦は男女同權と云る如きも、いまだ盡さざる説なること、伊邪那岐命の段なる、左右のつぎめ、及び女を言先立て不良との御言、又ヲトコヲミナと云言義に付ても、辨へ知るべし、この性理を委しくせんには、造化の神の吾人、天職を定めて、之れを修めて、社會を調理へ、樂みて以て業につき、安んじて以て道を行はしめ給ふ、眞跡につきて解得せしむるに如す、故に次に修理固成の事を解きて、天性に常同常別をかねたる言を明にせんす

修理固成説

天神既に天地、神人、萬物を啓造り給ひ、其万物を修理固成しむる所の道を開かせ給ふ、こゝに万物と稱するものは、今の現世に属する動植凡てのものを云ふなり、現世に属せるものは、現身にあらざれば、直接して之を修理すべからず、伊邪那岐、伊邪那美神は、隱身にさせることは、上に云るが如し、故に現身を具へしめて、之に任し給へり、古事記に、天神詔命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是、多陀用幣流之國、賜天沼矛、而言依賜也、故二柱神、立天浮橋、而指下其沼矛、以書者云々(紀もおなじ)と見えて、二柱は此時より現身を顯し給へり、そは次の文に、汝が身はいかに成れると、問ひ給ひ、吾が身は、成々て云々と、答へ給へるを以て、いちしるし、この二柱は、天下に有ゆる億兆らが、現身の元始にて、隱身たる神靈を、現身と共に、後世に傳ふるとは、此時より起れるなり、衆庶天然に、修理固成の任あるは、形體と共に、傳はれるものなり、抑修理固成は、みな顯界につきて、云る所にて、幽なる鎔造の神徳を養けて、之を成就せしむる謂なり、古傳に多陀用幣流國を、修理固成さしめ給ふとあるは、一を擧て餘を概知せしむる文詞ならん、或ひは國は人民有て、社會をなすものなれば、直にそをさして、云にもあるべし、かにかくに之を、國土をのみのことと思ふは、いまだ委しからず、いかんとなれば、伊邪那岐命の御事蹟によれば、國土を經營し、神人万物

を生殖し、君主を立て、之を統御せしめ給ひ、万世に繼ぎ傳へて以て、國家を維持すべき道を、組織し給へり、これその證にて、末に至りて、伊獎諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日少宮矣、とある報命にて、多陀用幣流國を、修理固成せと、言依し給へる大命に、報へ給ふこと明なり、多陀用幣流は、未だ具備せざるもの、他日を待て成らんと、するにつき云るなり、古より今の現に至るまで、君臣、上下みな多陀用幣流ものを、修理固成することに、従事せざるはなし、之を號けて職とは云なり、伊邪那岐命より、つぎつぎの神たち、現身を以て顯世のことに、預り給へる事蹟、神典に傳はれり、隱身とまして幽中のことに預り給へることは、たまたまには其傳へとあるもあれども、之を顯世にて、ことごとく詳にすること能はず、今こゝに修理固成の神蹟を明にせん爲に、左に數題を掲げまづ、修理固成と云ことを解して、以て伊邪那岐、伊邪那美命の御神徳を、説き明め奉らんとす

●修理固成の修は、右に云る如く、幽なる鎔造の徳をたすけて、物に作りなすを云あり、萬物これなり、但萬の物の中に、火と食物とは、少か他と異なる所ありと見えたり、其主り玉ふ神の御名を、火産靈神、稚産靈神と稱へて、産靈神の御名に、等しきが故なり、心を注ぐべし、此は下に見えたる、其神の神徳の條に云べし、其余は國土、山海、草木の神たちの神徳、みな既に其品の備りたれば、其主神を生み給ひて、之を生殖繁昌ならしめ玉ふ、人技藝を精くして、物品を製するは、これより起れり○理は偏ることなく、其處を得せしむるなり、其所を得ずして、亂れたるときは、世の安寧をなすこと能はず、彼杼を以て數千の糸筋を調へて、少かも他と混雜せしめざるが如く、神人万物をして、其有るべき本分を盡さしむ、君臣、父子、男女、長幼の道正しく、神典の明かあるは、これに基礎するとなり、○固は、堅固ならしむるなり、人に帶劍あり、國に兵備あるが如し、日常万端の事に紀律を置きて、聊も隙なからしめ、神魂を安定するに、教を以てし、事に當り物に觸れて、迷惑するとなさか如し、○成は、上の三ツの物集めて、大成する謂なり、さて伊邪那岐、伊邪那美命の、御神徳のとは、記紀をばじめ、古傳に見

えたる如く、いと威く大きにせせると、今更に云を待たず、こゝに其要を摘んで掲げ奉らん、第一には、夫婦の道をはじめ、其禮を制し給ひ、人倫及び式典の基を爲し給ひ、第二には、國土、山野、川海、草木、風土、金水、屋敷等をはじめ、萬物を掌る神を生給ひ、第三には、八百萬神の上首となす、天照大御神、また月讀尊、建速須佐之男尊を生まして、天地に照臨せしめ給ふ、第四には、青人草を樹給ひ、第五には、神功を擧へて、天神の御許にかへりこと申して、萬世に幽顯を全うする道を、開き給ふ始終のこと止しきは、大旨かくの如し、海外人が禽獸に等しき社會より、今の開化の世に、至れる如しとするは、我古傳を知らずして、一時世の衰運に属し、大亂の末、人智亡びたる跡を見て、説を立る故なるべし、我國は皇統を傳へ給へるが故に、大なる變遷なく、神代の傳をまさやかに傳へたるは、かへすくも尊きことなり、(伊邪那美命の復命のことは、御傳なければ、伊邪那岐命と俱に、天神の天命をかゝり給ひつれば、必ずかへりこと奏し給へることあるべきに、はやく黃泉國にいであしつれば、其傳ことの我國には、闕たるものなり、然らば黄泉津大神とますは、いかにと云に、御神靈のよみの國のことを、司り給へるをいふなるべし、伊邪那岐命の、淡路の多賀宮にませるにひとし、(素戔嗚尊の母の國と宣るは、現身の上につきてのことなり)ともくこの二柱大神はひとりこの大地をのみ、修理め給るのみならず、天の國、また地胎なるよみの國をも、修め給るものなり、可美葦牙彦舅神、天常立神、國常立神、豊雲野神、宇比地邇神、須比智邇神、角杵神、活杵神、意富斗能地神、大斗乃辨神、於母陀琉神、阿夜訶志古泥神、伊邪那岐神、伊邪那美神まで、みなかの葦牙の如く、もえあかりし一物によりてありまし、天地を修理固成し給へる、御功ましますことは、今更云ふまでもなし、其御名義につきて、うかひ奉りていらしるし、但し神典はこの國に遺れる傳説なれば、伊邪那岐、伊邪那美命の、現身を具へ給ひて、この地球の現のことに、預れる御業を傳ふるものなり、今こゝに左にかゝけたる數項を辨へて、少か二柱神の御功德を、明にし奉らんとす、

●男女のことで、道のこと、高天原のこと、葦原中國のこと、よみの國のこと、

●男女と云ふ言の義は、男は雄々しく外にはり、出る意にて、女と反對せり、女は女々しく、内にめりいる意にて、男の反對なり、古事記になりく、なり餘るれ所といひ、日本紀にをのはしめ、所といはるは、即男たるしるしの所をいひ、又記になりく、なりあはざる所といひ、紀にめのはしめ、所といはるは、女たるしるしの所を云るなり、男は兒を其身の外に生み、女は兒を其身の内に入すを以て、其内を修理め、其外を統轄る、男女の道の起れることを明らむべし、男女相會ひて、はしめて一の事業を成すことなれば、異身同體と云ふへし、故に我が神典には、夫婦二柱神を、一柱に數へたることあり、故に婦女は身體、事業、言行ともに、男夫と異なる所あるものなり、又伊邪那岐命、伊邪那美命の左の差別を、嚴にし給ひ、また我はますらををれば、先に唱ふべき理ありと、宣るを深く味ひて、夫は唱へ婦は從ひて事を調理する、男女の道を明にすべし、海外にて男女同列に立並ふと、云説おこれるは、正しき神傳のなきか故なり、又隱身の神といへども、男女の差あることは、うひぢにの神よりつき、妹脊とませるにて著し、されば男女は、其靈に基することあり、またこの神たちは、葦牙の如くもえあがるものによりて、ありませり傳へたるによりて思へば、産靈神のくすしき御靈の頼にて、産靈なし給るにて、女男の御間になしませるにわらず、かの天太玉神の、天宇受賣命をくしひにましませる如くあるべし、但しこのくすしき御靈といふも、現身にこそまけれ、女男のみたまの相副りて、まけることは云も更あり、現身のさまを以て爲業の同じと云にわらざるのみあり、神代七代の隱身の神にも、御子生ませり云傳の日本紀には見えたり、まことに現身の女男の契によりて、御子を生ませるは現身ありて、伊邪那岐伊邪那美命よりぞはしまりける、又高御産巢日神、神産巢日御祖命と白せるは、正しく現身を辨ひ給る御名と聞えたるに、現身の御子神のましませるは、女男の御契をましませるからんかど、思ふもあるべけれど、あらじ、これは別に云ふべし、

●道は天地のはしめより具りて、造化神の道なることは、云までもまけれど、未だ現身のわらざるかきりは、道のあらはれざるなり、伊邪那岐、伊邪那美命現身を辨ひて、女男のむすひをなし給へり、夫婦の道こゝにわらはる、御子神あまた生ませしければ、父子、兄弟の道こゝにわらはる、されば道は即

ち論にて、物一つにては未たわらばれず、二つとなりてはじめて、其間を調理する爲に、あらはるること、神人、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友みな同じ、抑天神の至誠止むことなく、故に万物を生成して、一も間斷あることなし、よりに人みな至誠の意を具ふ。至誠を以て君に接する時は、道こゝにおいてあらはる、號けて忠と云ふなり、之を以て父にすれば、即孝となる、其餘おして知るべし、道はかくの如く天性に具りたれば、万世を経と雖も、變するることなし、但し神人、父子の道は、衆生の始めにあり殊に動くべからず、夫婦、朋友の道は、長生の後に起りて、轉用の小變を免れざるものなり、君臣は社會を調理する要道にして、父子の道の廣く大きなものなり、兄弟は父母の體骨に基りて、朋友親交中の最救きものなり、然れども時に汚隆あるごとく、顯悔なきこと能はず、之を以て道を修めしむる爲に、本教のよつて起る所なり、

●愛と云は、伊邪那岐、伊邪那美命の相れに、あなによしえをとめを、あなによしえをとめを、又うつくしきわかなにも命、うつくしきわかなせの命、又うつくしき青人等と宣る、うつくしにて、これは其御心の美はしくませるを、表にうたひ出給るなり、愛しむことの極めて大なるに至りては、已を忘るゝに至る、君父國家の爲に、一身を顧みざる類なり、愛しむことのや、薄きものと雖、兄弟親友の爲めには、己の所有物の如きを、すこしもをしむことなきか如きもの、みな愛を本とするか故なり、抑人は愛博く禽獸これにつぐ、魚虫の如きは概ね相愛することを知らざるが如し、愛の博きものは位高く、愛のせまくして、一已を愛するに過ぎるが如きものは禽獸に幾し、抑人は活物なれば物にふれ事にふれて、偏愛なきこと能はず、故にこれを節するものなくんばあるべからず、義を明にする即これなり、所謂仁義並ひ行はるゝ所以なり、愛は常時の用をなし、義は非常時の用をなす、教と律法との如くなるべし、おほ皇國々體の説の下に六旨を以て明らむべし、

●高天原と云は、天地のことをまり給ふ上首たる神のまします所をいふ、天御中主神、高御産巢日神、神産巢日神を高天原にませるといひ、天照大御神高天原を知し召といふこれなり、(因に云神代紀古語拾遺に、天照大御神の御言に、わが高天原に開召、齊庭の稻穂も、わか御子に任せ奉るべ、どのる、高天原の高を、誤りなりと云る説は、かへりて非なり、)天皇の天下知召所を、高御座と云るに同じ、たゞ天と云るはいと廣きを、天原と云へは既にさす所定りて、天と云はいとせまし、葦原、野原、山原など云る原もこれに同じ、但しこれは別に委しく云るものあり、天御中主神のまします高天原は、幽中の幽にして、今にしてこれを何處とさすこと能はず、天照大御神のまします高天原は、日球の内に入り、故に日神と稱し奉れること、神典に見えたるが如し、神伊邪那岐命の御子神をはじめ、吾人の靈はみな天照大御神のまします、高天原に仕へ、そのほゞに大御神の御治めの物事に、關り掌ることとなり、顯世人の天皇の高御座に仕へ奉り、御治めの中にありて、内外の官、及び百般の事に關るさまに、ことなることなし、

●葦原中國のとは、神代紀に見えて、わか大御國をよみ稱なり、又天下を依し給る詔には、豊葦原之千秋長五百秋之水穂國とあり、(紀には豊葦原千五百秋之瑞穂國とあり、)此は祝詞にも、見えて、彌遠長に瑞穂を平けく、開召す、祝ひの御詞にして、常の言にはあらず、また日本紀に二所ばかり豊葦原中國と見え、古事記に豊葦原水穂國と一所見えたり、これ天照大御神の御詞なり、葦原と云ふは地球をすべたる稱にして、其中國と云ふ義と聞えたり、また天下は城内と云んか如く、葦原中國は宮居と云んが如し、神代紀に、大己貴命、與少彥名命、鸕鷀力一心、經營天下と云々、興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、云々、汝何能平此國乎、と見えたる○點のある所に、意を注ぐべし、さてこの葦原中國は、天地と共にいや遠長に、皇孫尊の瑞穂を開召す、わか皇大御國を云る名なること、右にあげたるか如し、葦原中國を知召は、即ちこの全地球を知召す謂なり、古き詔詞に現神と大八島國知召天皇と宣ひ、天下知召とも、高御座知召ともいひ、高御座の大御業と云る類、みな同じ意なり、葦原中國は、伊邪那岐、伊邪那美命の、國土を經營し給ふはじめに、定めさせ給る御國になんありければ、

天照大御神の高天原にましりて、八百萬神の上とまして、天地の大事を知召、そのみをさめの中に就ては、我天皇は現神とまして、天下の顯露事を万世に知召大宮所は、即ち葦原の中と定りて、地球の上國とはなし給ふなり、又この國を高天原に向へたるは、記に高天原皆暗、葦原中國悉闇、また天原自闇、豐葦原中國皆闇、また上光高天原、下光葦原中國之神、などありて、葦原中國と云は、全地球を云るが如し、此はた地球の國々成就せず、人草もなかりし古ければ、この御國の名をいひて、自ら全地球のこと、なしたるなり、ことわが御國に傳はれる傳説なればなり、

●よみの國を、古く根國とも、底津根國とも、根之堅洲國とも、り、神詞式には下津國、ま、根國底國、宜急過於底根之國と見えて、天上は即ち日月星辰の界をいひ、葦原中國はこの地球の外をさし、根國は地中の國をいふ、上つ國とは、地表の國、下國は、地裏の國の義にて、根といひ、底といふもみな地表の根底あるよしあり、堅洲國は片隅國の義にて、これも同義なり、根國のさまは、いかならん、その悉しきとは知り難けれど、伊邪那岐大神と、大穴牟遲命のいませる時のさまを以て、その大風を辨ふべし、伊邪那美命のわか汝妹命、上つ國を知召べし、我は下つ國を知らむと宣ひてよみの國にいでましたり吾與汝生國矣奈何、更求生乎吾則當留此國不可共去と宣ひて、妹君は別れ給ひ、よみの國を治め給へり、これより伊邪那美命をよもつ大神とまをせり、よもつ神に上として其國を知召よしなり、素戔鳴尊の御言に、母國とあるも御母のます國と云義にあらで、御母の知召國と云義と聞えたり、たよへる國を修り理め固め成し給ふ御業は、よみの國までに關れることなり、大祓詞によれば、天益人の過犯の罪は天神國神の御心として、祓所の神たち根國底國に吹はなら、流離失ひ給るなり、天地泉の三つの差別をたて、人の職業を興し、造物の化育を賛成せしめ、給ふかの神人を愚弄して、私欲を逞うし、不攝土にして、天壽を顧みず、皇祖皇孫に報ゆる大義を發なふものは、天神の鴻恩を深、辨へざるより起る所にして、いみじき罪人たるを免れざるものなり、かゝるさ

たなきものはみなよみの國にいふきはなたる、理は、修祓の神理の條に解せるを見るべし、さればよみの國は、地中にありて、上津國たるこの顯國をおきて行幸せる素戔鳴尊の御裔の神等の神徳を解する條につきてみるべし、あなかしこ、なほ伊邪那岐命伊邪那美命の、御神徳を明らかめ奉らんとするには、凡て其御子神たちの神徳を明らかにせせんはあるべからず、かれ二柱大神のなし給る順序によりて、はじめに造物に預る神たちの神徳をか、げ、次に萬物を主宰し給ふ御神徳をあげ、末に青人草をはしめ、萬物を樹給ふとに及ばんとす、

●伊さなき、いさなみの神の御子神たちの中に、穗之狹別、(淡道)愛比米、(伊豫)飯依比古、(讃岐)大宜都比賣、(粟)依別、(土佐)天之忍許呂別、(隱岐)白日別、(筑紫)豐日別、(豊國)建日向日豐久士比泥別、(肥國)建日別、(熊曾)天比登都柱、(伊岐)天之狹手依比賣、(津嶋)天御虚空豐秋津根別、(大倭)豐秋津嶋)建日方別、(吉備兒嶋)大野手比賣、(小豆島)大多麻流別、(大島)天一根、(女島)天之忍男、(知訶島)天兩屋、(兩兒島)の神を國魂神とす、なほこの外にもあまたまし、けん傳へ漏せる神多かりしなり、國魂神といふは、句々酒神神を木靈、また木祖といひ、草野姫神を草靈、また草祖と云るか如し、またこの神たちの外にも、大年神の御子に大國魂神また大穴牟遲神の荒魂の御名を倭國魂神と申せるとあり、附屬させる國魂神も、あまたましますことなるべし、故に大國魂とは云なり、みな國土を造りたまへるとに、大きな御功せざるか故に、かく稱へまつれるなり、大穴牟遲神を國造大神と稱へまつれるは、とにうの、御功高かりし故なり、國々に國魂神とて齋へる御社の神も、其國につきて功ませる神たちなり神の御名の地名となれるはその國造のことに功ませるがいと多し、○次に大事忍男神、石土毘古神、石巢比賣神、大戸日別神、天之吹男神、大戸毘古神、風木津別之忍男神、七柱ませり、この神たちの御功のことは、傳へもれたれば、今詳に知ること能はず、御名の上につきて考るに、大事忍男神は、言靈の事を司り給ふ神なるべし、石土毘古石巢比賣神、石あるひは土を司り給ふ神あるべし、又は次にませる四柱と等しく、居所の神にやますらん、大戸日別神は、居所

を司り給ふ神なり、大宮所の神の如し、天之吹男神は、屋を葺く道を司り給ひ、大屋毘古神は、屋を  
 建ることを司り給ひ、風木津別之忍男神は、家に用る木を司り給る魂の神か、又は氣を司り給ふ神に  
 や、古へより、齋ひ奉りこし神事もなく、其事は傳へざりしなり、日本紀の傳によれば、この神たち  
 は、にか、げまつれる、海神、水戸神たちよりは、後ちに生ませるものなるべし、○次に大綿津見神  
 は、海神にまじ、速秋津日子神、速秋津比賣神は、水戸神にまじ、明ち川の神とも申せり、志那都比  
 古神志那都比賣神は、風神にまじ、久々能智神は、木神にまじ、大山津見神は、山神にまじ、鹿屋野比賣  
 神は、呼神にまじ、鳥之石楠船神は、船神にまじ、大宜都比賣神、食稻魂神は、食神にまじ、火産靈神  
 は、火神にまじ、金山毘古神、金山毘賣神は、金神にまじ、邇都波比賣神は、水神にまじ、波邇須  
 古、波邇須毘賣神は、土神にまじ、神典に明かあり、この條にか、け奉つれる神たちは、  
 みま造物の功ある神たちなり、故に海神は海御祖、又は海の御魂とも申すべく、山神は山の御祖、山  
 の御魂とも申すべし、起米の神徳のみならず、今の現にも、幽にその神徳をふり給へることなり、さ  
 れば水神の前に水なかりしを、水神生まして、初めて水を成し給ふと云にはあらず、風も水も木も草  
 も國も、みなそのなるべきものは、既に具はりしが、未だ世用にたすに足らず、たとへば木も草も土  
 も取つてへたれど、未だ屋に造り立ざるか如し、この神たち生まして、その物を司り、其業を開きて  
 其物を成し立給ひ、萬世に其物を司り、世用をたらし給へるなり、其御功を助け給る神たちをばしめ、  
 今のをつゝに至るまで、其事其物につきて、功ある靈は、後々までも、そのことを司り、顯世の業を助  
 くる守神となることなり、さて次にこの條にか、げたる、神たちの神徳を、詳に解き辨へんとす、依  
 て、國魂神にか、れることを、第一とし、大串忍男神たちにか、れることを、第二とし、大綿津美神た  
 ちにか、れることを、第三とす、

○今こゝに國魂神のとを解くにつきて、まづ云べきことあり、そは大八島といふは、島の八つにかぎ  
 れるにはあらずるべし、日本紀の傳によれば、や、後に八つと定めたること明なり、上に見えたる外

にも、多くの國々島々ありけんこと、おして知るべし、故鎮火祭の祝詞には、神伊佐奈伎、伊佐奈美  
 乃命、妹背二柱嫁繼給、氏、國乃八十國、島能八十島乎生給比云々とも、つたはれるをかし、さて國魂  
 神の御功のことは、式に生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國、御名者白、氏、辭竟奉者  
 皇神能放坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能留限、秋國者廣久、峻國者平久、島能八十島隨事無、  
 皇神等能依左志奉故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登、宜と見えたるが如し、素戔鳴尊をばし  
 め、その御末の神たちにも、國作に功まし、神あまたあり、みな國魂神の御功を助け給へるなり、櫛  
 御氣野命（因にいふ神はその功によりて、御名に負ませることなれば、一神といへども御名數あり、  
 今世の官職の如し、下みなその心して見るべし）、素戔鳴尊は高天原を、やはられ給ひて後は、神人の  
 政は聞し召す、専ら國土經營に御力を盡し給ひ、たゞ國造のことに、妨害する物ある時は、これを討  
 亡し給へり、其御子たちも、みま同じさまにまじけり、これを天下の大政を執行はす、わが天皇の御  
 職とまかふべからず、布波能母遲久奴須奴神、深淵之水夜禮花神、淤美豆奴神、大國主神、大穴牟遲  
 神、宇都志國玉神、大國玉神、（大國主神荒魂）大國御魂神、また阿遲紐高日子根神をばしめ、大國主  
 神の御子たち、その御裔たちに、同徳の神あまたまじけり、下にいふ趣を合せ考ふへし、また少  
 彦名神の國造に大功まし、ことも、ともに下にいへり、天津國に天常立神まし、天津國玉神ませり、  
 わか大地は國常立神まし、國魂神ませる如し、垂仁天皇紀に、倭大國魂神、穗積臣祖大水口宿禰に誨  
 給はく、大初之時に、天照大神は悉に天原を治看し、皇御孫命は専ら葦原中國の八十魂神を治せ、我  
 は親ら大地官を治むと言訖給ひぬ、云々と見えたり、國常立神は幽にまじ、大國魂神は顯にまじが如  
 し、敦く齋ひまつりて、御頼を蒙らすんはあはるへからず、

○大事忍男神は、言靈に幸はふ神にまじ、よみの段にて生ませる速玉之男神、泉津事解之男神と、  
 同徳の神なるへし、盟の御言に族離れむ、又族に負じとあれば、速玉は言靈のことなること明なり、  
 又言代主神の同徳なることは、其御言にも見えたる如くなれば、今新に云ふまでもなし、又天兒屋命

の御系は、言靈の幸ひますことなり、古歌に敷島の倭の國は、言靈の助くる國、また言靈のさきはふくにと、語りつさ言つがひけり、など、よめる如く、皇國は万國の内につくられて、音韻言語の正しく幸ある國なり、本居氏の漢字三音考、詞の玉の緒、詞のやちまたにつきて明らかむべし、石土昆古、石巢比賣は、土を掌り給ふ神にまささは、波邇代須昆古、波邇夜須昆賣神と同徳にましますなり、土のことは下に云べし、大戸日別神、所の神にまささは、坐摩の巫の齋ひ奉る神たちと、同徳の神にませり式に坐摩の御巫の稱辭竟奉皇神等能前爾白久、生井、榮井、津長井、阿須波、婆比支登、御名者、氏辭竟奉者、皇神能敷坐下都磐根爾、宮柱太知立、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏天御蔭日御蔭登隱半氏、四方國乎安國登、平久知食須我故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣とみゆ、天吹男神、大屋昆古神、風木津別之忍男神たち、屋の神にまささは、屋船神、また御門神たちと同徳にて、下なる久々能智神の下に出たる旨を、合せ考ふべし、大屋昆古神は、素戔鳴尊の御子に同名の神あり、

大綿津見神は、海神の中に主領とませり、橋の小門の身軀の時に成坐る、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神ませり、猶外にも綿津見神はまし、けん、大綿津見神は、水を掌り給ふ神にましけり、其は記に綿津見大神誨曰、云々、其兄作高田者、汝命、營下田、其兄作下田者、汝命營高田、爲然者、吾掌水故、三年之間、必其兄貧窮云々とみゆ、この神を紀の海宮段第一の一書に、豊玉彦命と申し、紀記にも、うちまかせて、海神と稱し、海を修めて海中にましますせり、古より國々に、その御社の多きを以て、其神徳の大なるを知るべし、又記、姓氏錄に、綿津見神の御末の氏みえたり、海神の神徳と、水戸神、水神、住吉の神の神徳の差別を、詳に辨ふることを要すれば、其段々に説たる旨を、考へ合すへし、

○速秋津日子、速秋津比賣神は、水戸を修めて、之を掌り給へり、水戸とは水の往來する所をいふ、大祝詞に如此持出往波、荒蕪之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾座須、速間都比咩止云神、持可

可吾兵牟、とあるを以て、男神は水戸の河によれる方、女神は水戸の海によれる方を、掌り給へること知られたり、又此神を、川神と申す、男女神河海によりて、持出て生る神、沫那藝の神、次沫那美神、

次類那藝神、次類那美神、次天之水分神、次國之水分神、次天之久比奢母智神、次國之久奢母智神、八柱ませり、みな二柱の神徳をもち分給る神なり、中に水分神の如きは、古より神に御社にも齋ひ奉り給る神なり、式に水分坐、皇神等能前爾白久、吉野、宇陀、都祁葛木尊御名者白氏、辭竟奉者、皇神等能寄志奉牟、奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、寄志奉者、皇神等初穗波、額爾毛汗爾母、能閉高知、懸腹滿雙氏、稱辭竟奉氏、遺乎波、皇御孫命能、朝御食、夕御食能、加牟加比爾、長御食能、遠御食登、赤丹穗爾、開食故、皇御孫命能宇豆能幣帛乎、稱辭竟奉久乎云々とあり、

○級長津彦神は、風神にませり、女神を級長戸海神といふ、その生ませるは、紀に伊弉諾命、伊弉所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撮之氣、化爲神、號級長津彦命、次級長戸邊命、是風神也とあり、以て神徳を明にすべし、天御柱、國御柱神、立田彦、立田姫神を、この神の又の御名と云説あり、或はさもあるべし、式に龍田爾稱辭竟奉、皇神乃前爾白久、志貴島爾大八島國知召志、皇御孫命乃、遠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾開食須、五穀物乎始氏、天下乃公民作物乎、草乃片葉爾至蕪氏、不成一年二年爾不在、歲眞尼久傷故爾、百能物知人等乃、卜事爾出牟御心者、此神止白止負賜支、此乎物知人等乃、卜事乎以氏卜止母、出留神乃御心母無止白止聞看氏、皇御孫命詔久、神等乎波天社國社止、忘事無久遺事無久、稱辭竟奉止思志行波須乎、誰神曾天下乃公民乃作物乎、不成傷留神等波、我御心曾止悟奉禮止、宇氣比賜支、是以皇御孫命大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作物乎、惡風荒水爾相都都、不成傷波、我御名者、天乃御柱乃命國乃御柱乃命止、御名者悟奉氏云々この文によれば、

崇神天皇乃御代に、はじめて齋ひまつり玉へることくなれど合らず、上代には嚴に齋ひ給へるが、中絶したるなり、これは別に委論説あり、この神の神徳は、歷世祭祀の重きを以て辨まふべし、○久々廻智神は、木祖神と白す、此神の神徳は、樹木を修めて、これを司り給り山祇神とい神徳の差



を、よく辨知すべし。

○大山祇神は、山を修めて之を玉へり、此神は山祇神の中の主領にませり、正寔山津見神、遊騰山津見神、奥山津見神、關山津見神、志藝山津見神、羽山津見神、原山津見神、戸山津見神の神々はみな此神の功業を、助けたまへる神たちなり、大山祇神の社は、古より國々にありて、重く齋ひまつり玉へり、式に山口爾坐、皇神等能前爾白久、飛鳥、石村忍坂、長谷、畝火、耳無登、御名者白氏、遠山近山爾生立留、大木小木平本未打切岳、持參來氏、皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏、天御蔭日御蔭登、隱坐氏、四方國乎安國登、平久知食須我似、皇御孫命乃字、の弊帛乎、禰辭竟奉久登宣、又此神を大水上御祖命と稱し奉り、式に倭國能六御縣の、山口爾坐身神等前爾母、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、明妙照妙和妙荒妙、五色物、楯戈至萬氏奉、如此奉者、皇神等の敷坐須、山々の自口、狹久那多利爾下賜水乎、甘水登受而、天下の公民の取作禮留、與津御、帝乎惡風荒水爾不相賜、汝命の成幸閉賜者、初穗者汁爾母爾爾母、禊の閉高知、雁腸滿雙氏、如横山打積爾氏奉登、王等臣等自官人等、倭國の六御縣能刀爾、男女爾至萬氏、今年某月某日諸參出來氏、皇神前爾宇事物爾根築括氏、朝日豐逆登爾、稱辭竟奉久乎、神主祝部等聞食止宣、とありて、田に引く水を、幸へ玉ふ神徳にまし／＼けり、此神又野推神と、山野に持別て生ませる神あり、次に出せりまた木神と此神と二柱まして、樹木と山林を司り玉へるを、鹿尾野比賣神は、一柱にて草と野を兼持玉へり、心を付べし、神正天皇紀に、若名爲三殿山雷、草名爲三爲殿野雷推とあり、

○鹿野屋比賣神は、草を修めて之を掌り、兼て野の事を掌り給り、故に野推神とも申せり、神武天皇紀に、草名爲三殿推と見ゆ、また大山津見神と、山野に因て持別て生坐る神、八柱ませり、天之狹土神、國之狹土神、天之狹霧神、國之狹霧神、天之間戸神、國之間戸神、大戸惑子神、大戸惑女神、みな二柱神の神功を賛げ給る神たちなり、

○鳥之石楠船神は、船の靈の神にて、また船祖神とも申すべし、又の御名を天鳥船とも申せり、これよりさき、葦船のことあり、後に須佐之男尊の浮寶のことあり、其は其神の所に云べし、住吉神は船を守給る神なり、住吉神とは、底筒之男、中筒之男、上筒之男命の三柱を申せり、鳥之石楠船神と、住吉神との神徳の差は、句々廻智神と、大山祇神との如し、心をつくべし、

○稚産靈神は、食物を産出で、幸ひ給ひ、又大空津比賣神、食稻魂神、保食神と俱に食神に坐々けり、大宜津比賣神と申すは、食神の中に主領と坐すよしなり、これによりて考へ奉るに、式の祝詞に、大御膳都神とみえ、文徳天皇實錄に、河内國に、大御食津彦、大御膳姫神ませり、かつこの神等は、衣服の基を興して之ををさめ、之を掌り給へり、稚産靈と申し奉るは、火産靈神の外に例もなく、其神徳の小縁ならぬことを深く思ふべし、稚産靈神の御子、豊宇氣毘賣神は、即ち伊勢の外宮に鎮坐大神なり、この神の御神徳のことは、次に申すべし、かつ衣食等にかゝれることは、下に問答としてかゝり、又大年神たちの殺に預り給る事も下に云べし、

○火産靈神は、火を産て幸ひ給ふ神に坐けり、又の御名も多く坐て、御功高き神に坐けり、稚産靈神と等く、産靈の御名をおひ坐るは、其御功の上に畏れれど、なみならぬ事や坐けん、かれ思ふにこの神たちより前には、火と穀のみは、未だ世に其形をあらはしたることなく、其用も未だ行れざりけん、既に海ありて後に生まして、これを修めて掌り給ひ、既に木草ありて後に生坐て、之を修めて掌り給ふとは、甚くかはれるはとともく、かしこく、むすひの神と申すべくなん、いざなきの命、妹神の火を生給るを奇とおもほし、月讀尊、須佐之男神の、食物をみそなはして、それとも知召さるしも、さる故にこゝろあらめ、御功の大なることは、火を見るよりも明なれば、くだ／＼しくは、白し出すなん、紀の傳によれば、稚産靈神は、この神と埴山姫神の御間にあり坐る、神にましけり、

○金山比古、金山比賣神は、金を修めて、之れを掌り給へり、金靈神、金祖神とも申すべし、○瀬都波能賣神は、水を修めて、之れを掌給ふ、神武紀に、水名爲三殿問象女とあり、水靈神、水祖神とも申すべし、

○波邇夜須昆古、波邇夜須比賣神は、土を修めて之を掌り給へり、土とは全体の大地を云に非ず、人用に供するものに付て云へり、これ則地有り、土靈神、土祖神とも申すべし、金神以下、其神徳明なれば、悉くは述す、下に見えたる金工の、神たちの所を參考すべし、

○天之尾羽張、亦名伊都之尾羽張神は、劍神にまし、御す系建御雷之男神にいたりて、天下に又比類なき功を立給へり、神代および、神武天皇の御代の故事に見えたり、伊都之尾羽張神は、劍を修めて、之を掌り給ふ神にませば、劍の靈また劍祖神と申し奉るべし、また天目一箇神は、金工の神にまして、雜刀を造り給へり、

○豊宇氣毘神は、稚産靈神の御子にまして、天照大御神の御饌神にましけり、其は外宮延曆儀式帳に、天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢爾爾覺賜久、吾高天原爾坐兵、見志真岐賜志處爾、志都真利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比沼乃真奈井爾坐、我御饌都神、等由氣大神乎、我許欲止誨奉々、爾時天日尊悟四氏、即從丹波國令行幸兵、廣會乃山田原乃下石根爾、宮柱太知立、高天原爾比疑高知氏、宮定齊仕奉始支、是以御饌殿造奉豆、天照坐皇大神乃、饌乃大御饌、夕乃大御饌乎、日別供奉と見えたり、又皇御孫尊の御饌神に坐しけり、そは式に、廣瀬能川合爾稱辭竟奉流、皇神能御名乎白久、御饌待須留、若宇加能賢登、御名者白氏、此皇神御前爾辭竟奉久、皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、合捧持兵、王臣等乎爲使兵、稱辭竟奉と見ゆ、此神皇御孫尊の御饌神とますを以て、大物忌神と申し奉る則ち朝廷に仕奉る物忌の主領とますよしあり、また式に屋船豐宇氣姫命とみゆ、稚産靈神の御功をつぎて、衣食住の神にまし、之を修め、之を掌り給ふ、大神にましけり、あなたふと云に問答をか、けて神徳を明にせんとす

○問 衣食住の道は何の御代より起りたるや

○答 神代にありて伊邪那岐伊邪那美命より起れり

○問 穀はいかゝることにてこの世に出たることなりやまた幾種類あるものなりやわか尊古傳の旨

を悉く承りたし

○答 穀の初は神代に有て伊邪那岐伊邪那美命の御時にてその種類三種にて一は稚産靈神の御身になり(稚産靈神は伊勢の外宮に鎮ります豊受大神の御父なり)一は保食神一は大宜津比賣神の御身に出たる神授のものなりそは日本紀に稚産靈命此神頭上生三益與三桑、膾中生三五穀とありまた保食神乃廻首、國則自、口出、飯又嚮、海即緒、廣緒挾亦自、口出又嚮、山則、毛鹿、毛柔亦自、口出とありて次の條其神の頂化、爲牛馬、顛上生、粟眉上生、爾眼中生、稗眼中生、稻陰中生、麥豆とあり又古事記に大宜津比賣神於、身生物者於、頭上益於二目生、稻種於二耳生、粟於鼻生、小豆於陰生、麥於尻生、大豆と見えたり又飢時生兒號、倉稻魂命とありてこの神は穀の靈の神にましけり又稚産靈神と大宜津比賣神は御同神にて一種をかく二事に傳へたりと云へり然らば二種とすへきあり但その三種は今の何々に當ると云ことは悉く傳闕たり

○問 三種の穀は稚産靈神大宜比津賣神保食神たちの神徳になれりと云は直にその神たち御自ら田に殖生し給るにや

○答 否らず大宜津比賣神の御身にされるものは神産靈御祖命のとり持て種とし殖生し給るよし古事記に見ゆ保食神の御身にされるものは天熊大人取持て天照大御神に獻り大御神を御覽じて此は顯じき青人草(人民をいふ)の食て活へきものなりと宜ひ高天原にて天邑君を定め天狹田長田に殖しめ給ひしかば其秋垂穂八束と稱るばかりによく熟したること日本紀にみゆ稚産靈神の御身にされる穀は何の神の初めて殖給ひしか傳闕たり神産靈御祖命の殖給ひしは高天原かこの葦原の中國かこれも詳なる傳闕たり

○問 今我國に傳はれる稻種は何種ありや

○答 わか神典に見えたぬ所はまづ二種あり一種は素盞鳴尊の大すさ田小すさ田に殖給ひ御子大歲神御孫御歲神御會孫若年神たち次々に此道に勤しみ給ひ又大地主神の御田作のことも神代に見え祈年祭

御年神の祭式もこの時に原由せりこれわが國にて上古田作のこと見えたるはしゆなり「新年祭のこと  
 は別に悉しくその條に見えたり」また一種は皇孫尊高天原より天降りませる時天照大御神の詔に我が  
 國に於て作りて神に奉り御自らも聞食すこれより神嘗祭神嘗祭神嘗祭は然るなり「この三祭乃こと  
 も其條々に悉しければこゝに略す」稻種にこの二種あること遠く神代にみゆる所なり  
 ○掛卷もかきこき天照大御神は、御親伊邪那岐、伊邪那美命ともに誂りて、天地の君とすべき神を  
 生ざらめやと詔ひて、生ませる神の赤かに、先生ませる大御神にあらましくける、伊邪那岐命の珍  
 の御子は、天照大御神、月夜見神、須佐之男神にませり、御祖大神いたくよろこばして、われは御子  
 生々て、生のはてに、三柱の珍の御子得たりと詔ひ、ことに天照大御神には、また我御子多きれども、  
 かくばかり、しひの御子はあらず久しくこの國に留むべからずと詔て、その御頸玉を賜ひて、高天原  
 を知せと事依して、天上の事を授けまつりき、上に云るごとく、天と云へばこの大地も、その中に  
 あることなれば、宇宙間にある日月をばはじめ、大地星のやどりに至るまで、大空の中は天のかべたつ  
 極、天雲の向伏す限り、天照大御神の知事御事あるは、今更事新しく申述奉るまでもなし、故に日本  
 紀の第一一書には、使照臨天地とて、御二萬宙之珍子ともあるぞかし然るを近頃私説を構ふる爲  
 に、言をなすものあり、曰く天照大御神は天日の主宰なりと、神典に何の據ありて、かゝることを云  
 出けん、日神と云は日界に座るよしにて、日界のみの君と云ふ義にあらず、もし大御神をして、日界  
 をのみ主宰し給ふ御徳にして、葦原中國も、よみの國も、夜の食國も、その主宰し給ふ所にあらずと  
 せば、神典の旨に背きて、いたく事實の上にながへることのおほきは、上にも下にも云るが如し、こ  
 とにわが皇大御國の國體の上にも、關はること少からずぞかし、故に月夜見命の天上の事をしら  
 し、また月を知召も、須佐之男神のよみの國を知召も、皇御孫命の天下を知召も、大御神の神功の  
 分掌になん、まじくける、今大御神の御功徳を、とき奉らんとして、あまりに大きく、廣くして、記

し奉ること能はず、かにかくに天地の赤かに、又なく尊き大御神にまじくして、神の御代より、今の  
 をつゝに至るまで、幽世にます神たち、現世の人人、そのしなくこそあれ、高きも卑きも、老幼男  
 女神と、人との差別なく、大御神に仕へ奉る道にわきては、幽世もうつし世も、異なることはなかり  
 けり、神典によりて、その御功徳の廣大なることを明にし、神隨の御教のまじく、其大御神を辱み  
 奉り、其御功徳を分掌し給る、天地の神の御頼を仰ぎ奉り、大御神の宇豆の御子とまして、顯世を知  
 召て、現神とますわか天皇命の御おもひけを、畏み奉らんは、大御神に仕へ奉る道なるは、云まくも  
 更に、大御神の大祖にまします、天御中主神、皇産靈神をばしめ、可美葦原彦神より、伊邪那美神  
 に至るまでの、天つ御祖の皇神たちの御徳に、報い奉る道になんありける、あなたふどあなかしこ、  
 ○月夜見命は、天照大御神のつぎに生まして、其光彩大御神につき給へば、天に送り上て、日神に配  
 て、天地に照せしめ、又ことに夜の食國則月球を依し、滄海原潮の八百重のものを、治めしめ給ひ  
 き、世の普通人らが、此大神を月球の主宰と稱して、月をのみ治しめず、神と思へるものあり、甚く  
 神典の傳の趣に背けり、月神と云るは、月球を知召す御名あることは、云までもなけれど、御功は月  
 球を主り給るのみにはあらず、天照大御神の御前のことを、取持給ひて、甚しき御功徳の神にませるこ  
 と、日本紀正書第一の一書に見えたること、右に云るが如し、又第二の一書にも、月夜見神者、可下以  
 配二日神而、知天上之事也と見えたるぞかし、又第十二の一書に、天照大神、在於天上詔曰、聞  
 葦原中國有保食神、爾月夜見神宜就候之、月夜見神、受勅而、降二到保食神許、と見えたるを以て  
 も、大御神の御前に侍て、重き御使に立給るさまを知り、大御神の天地を照臨し給ふ御功を、替け給  
 ることを弁ふべし、此大神は、實に分掌の神の首座と申し奉るべきことなり、後の世のさまに比べ云  
 ん、言擧はがしこれれど、稻飯命、三毛入野命、日子八井日命、大彦命、倭建命たちの、當今の天皇  
 の御手を助け給るさまを以て、この大神の御上をうかひ奉るべし、悉しきことは、こゝに盡すべき  
 ことにあらず、○素戔鳴神は、月夜見神の次に、生まして、御祖大神天下のことで、滄海のことを依

し給へり、然るに故ありて、御依の國は知さずて、夜見國にてまじけり、この大神わが葦原中國にては、甚しき御功まし、ことに皇宇の御上にやどなき御由縁あり、月夜見命にならひて、いとく尊き神にまし、けり、始め御心あらくまし、けるが、はらへの功によりて、御心すか、しなく給ひて、甚しき御功を樹給へり、ろは顯世にまししほぞ、御自らたて給るのみならず、その御子孫たち、あまたまして、修理固成の功を立給へり、故伊邪那岐命の御子たちの、御功をあげたるにならべて、その御子孫の神たちの、御功をあげ奉らんとす、三柱の珍の御子たちの、御功のことに至りては、前後にわけたる神たちの如く、ことく述奉ること能はず、天神の御依の修理固成のことは、全くこの三柱大神の御功によりて、天地の共うごくましく樹ちたることを、深く明らか奉るべし。

伊邪那岐、伊邪那美神の御子、多にませる中に、上の件々に、其の神々の御功を説明せり、なほ岐神、枉日神、直日神、住吉神たちの御功を、ことに述べし、此の大神の御子は、八百品とばかり、あまたまじませば、ことく奉奉つることを得ず、かへすく世にありとあるものは、人類をはじめ、萬物みなこの大神の修理固成の御神徳に、漏るゝことなしと知るべし、又祓所の四柱は、御鎮座傳記の外正しく御子といふ傳は闕たれど、必ず違ひあるまじくこそ、但速秋津姫神は、上に見えたると同神あるべし、○岐神、又衡立船戸神と申す、衡神は道友人神、また寒坐像美戸大神とも申す男女二柱まして、八衢彦八衢姫神と申す、式に高天原御事始氏、皇御孫命止稱辭奉、大八衢爾湯津磐村之如久奉坐、皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氏、稱辭竟奉久波、根國底國與利、龜、磯備來物爾、相率相口會事無久、下行者下乎守理上、者上乎守理、夜之守日之守爾、守奉齋奉禮止、進弊帛者、云々横山之如久、置所足氏、進宇豆能弊帛乎、平氣久聞良氏、大八衢爾湯津磐村之如久奉坐、皇御孫命乎、堅磐爾常磐爾齋奉、茂御世爾、幸閉奉給止申、又親王、王等、臣等、百官人等、天下公民爾至万氏爾、平氣久齋給部止云々と見えたるを以て、功德のこと詳あり、古より道饗の祭祀は、いと重く祭

られたり、又大國主神のこの岐神を薦め給るとあり、紀に乃薦岐神於二神、曰、是當代、我而奉從也、吾將自、此逝去、即躬披瑞八坂瓊、而長隱矣、故經津主神、武甕槌神、以三枝神爲三鄉導、周流削平有逆命者、即加斬戮、歸船者仍加褒美と見えたるを以て、これによりても、その功德高きを知るべし、○大枉津日神は、枉津日神の中の主領にまし、八十枉津日神と云は、一柱の御名にあらで、かの八十神と云類にはあらじか、式の祝詞には、天枉津日神と云がませりこの神たちは、穢き事を甚く悪みて、汚穢たる事のあれば、荒び給ひて、禍事を成給ふことあれど、汚穢のまじりければ、御荒ひなきは更にも云ず、いみじき功をさへになし給ふなり、魂の上にあつれば、荒魂のはたらきの如し、○直日神は、大直日神、神直日神、二柱まして、大直日と申すことは、上に云る趣に準へて辨ふべし、神直日と云神は、世の枉を直し給ふ、御靈にまして、吉事に和し遠し給ふ神にまして、いよく尊くかたじけなき御功にて、魂にあつれば、和魂あるが如し、荒魂和魂のこと、下鎮魂の説に委しく云へけれど、少か申さば、紀に住吉神の御誨に、和御魂者服三王身、而守三壽命、荒御魂者爲三先鋒、而導三師船と見え、また出雲風土記なる、猪磨の祈言等を以て、思ひ半に過なんかし、○住吉神は、底筒男命、中筒男命、上筒男命、三柱まして、海上を守り給る神なり、紀の仲哀天皇の御代の故事を以て、これを明らむべし、式に船居を作り給るを、悦み喜しみ給ひて、禮代の幣帛を奉り給ること見えたり、大綿津見神は、海を主領し給ひ、水戸神は、水乃往來する所を知召し、月讀尊は鹽會を知召し、住吉神は海上を知召せり、故に船には専ら住吉大神を齋奉り、古より高き御社もあまたませり、○祓所靈は、瀬織津比咩神、速開都比咩神、氣吹戸主神、速佐須良比咩神、四柱まして、式に如此所聞食氏波、皇朝之御霧、夕之御霧乎、朝風夕風の吹掃事之如久、大津邊爾居大船乎舳解放、舳解放氏、大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎、燒鎌の敏鎌以氏、打掃事之如久、遺罪波不在止、祓給比清給事乎、高山之末短山之末與里、佐久那太理爾落多支都、速川能瀬坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如

此持出往波、荒墟之鹽乃八百道乃、八道乃乃乃、八道乃乃乃、速開都比咩止云神、持可々香氏牟、如此久可々香氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失豆牟、云々見えたり、神徳のことこの文にていと明なり、被のことは被の説の段に委くければ、之に略せり、

○伊邪那岐大神の御子、の中に天之皇孫神、時置師神、和豆良比能宇斯能神、飽咋之宇斯能神、奥疎神、奥津那藝佐昆古神、奥津甲斐辨羅神、奥疎神、湯津那藝佐昆古神、湯津甲斐辨羅神、十柱ませり、たゞし記には、衝立船戸神、造師神、二柱を可列とし、紀には、神を同列せり、これには先哲の説もありて、思ふ所あれば、これに加へず、この十柱の神は、世に行事を成給る神にまじけり、伊邪那岐大神の、天下國內を修理固成し給る御功徳の中に、この神たちはまじけり、世に、事もなくて叶はぬ理なれば、須佐之男命の御荒ひあり、又御祖神の御言に、大神をも心悪き子と宣へり、御功高き神の御心荒ひ給る時は、いどもく、其とき行事の起ることは、神典に見えたるが如し、前段なる大禍津日神は、世の禍事に預れる神たちの、主領にまじませば、其御幸を請て、禍事に其幸らざらんことを、祈禱すべきことなり、世の普通の人も、世に禍事なくもがななどのみ思ひ、又他國の教に惑ひたる人々、狡したつとして、此天地をして神の修め給るものなりせば、世にまがことはあるまじき御と云は、いどをこなる愚説になん、抑枉事を以て善事を養ふことは、よみの國ありて、この大地を鎮め立るが如し、古より一の枉事もなく、すこしの愁悲もなかりせば、いかてか人の心を引立ることのあべき、人々日に月にみ怠ることなく、功みはげみて、所謂まけず劣らずと、力を盡し、聊もすきあらせしと、豫に心控てするが故に、こそ、世は日々開け、行ことなりけれ、善人は人をして之に習はしめんと勤めしめ、悪き人をしては人をしてかゝるさかひに入らしめじと自ら戒しむるが故に、かの亂臣賊子は跡をたち、忠臣孝子は世にあらはるゝ事となれることの、いどもく、奇びある道にいありけり、こゝを以て神御祖の國造の時に、こゝにかゝげたる十神は生ましけり、道之長乳齒神は、往

來の道筋にして、災をまし給る神にまじけん、時置師神は、時により災し給ふ神にまじけん、神祇令鎮祭の義解に、在ニ春、花飛散之時、疫ヲ分散ニ而行ヲ瘴ヲ爲ニ其鎮遏ニ必有ニ此祭ニとあるを以て知るべし、和豆良比能宇斯能神は、人にも禽獸にも、病を流離はせ給ふ神なりけん、飽咋之宇斯能神は、食事の上につきて、災をなし給る神なりけん、奥疎神、奥津那藝佐昆古神、奥津甲斐辨羅神は、海のおきべにつきて災をなし給ひ、邊疎神、邊津那藝佐昆古神、邊津甲斐辨羅神は、川邊のこなたにつきて災をなし給る神にまじけん、こゝを思へば、人常に身を清らし、はふむしの災をさけ、暖さ寒さに冒されず、朝夕の飲食に心を用ひ、道行とき川海を行ときは、こゝに身をかためてかりうめにも心をゆるめず、荒魂のすさびとして、自らはこりて、神の御かけをはなれ、みだりに言擧して災を招くことあるべからず、またきより天神國神のみふゆを仰ぎ、謹みて修理固成のわざを事竟べくこそ、

○須佐之男大神の御子、五十猛神、大尾津比賣命、大尾津比賣命、八島土奴美神、大年神、宇迦之御魂神、都留支の子命國忍別命、磐坂日子命、衝杵等平留比古命、青幡佐草日古命ませり、八島土奴美神は、御父櫛御氣野命とまして、國造の事に功み給ひし御跡を繼て、かの名なき國引の古事をはじめ、此道に功まし〜けり、その御子布波能母遲久奴須奴神、その御子深淵之水夜禮花神、その御子游美豆奴神、その御子天之冬衣神まで、世々繼で國造の事に功みませること灼然し、その御子大穴牟遲神に至りて、國造の大事は事成けり、此神八十神とまで、御兄弟はまじけるに、獨卓れて國造の御御高く大國主神といならしけり、此神の御名を、葦原色許男神と申せり、これはそのはじめよりの御名にて、大穴牟遲神、大國主神、宇都志國玉神と云は、今の世の官名のさまあり、また八千戈神と白すは、廣弋を御杖として、國中の邪鬼を撥ひ平け給しに由れり、この四の御名によりて、この神の御功をば辨ふべきなり、大穴牟遲は、少名牟遲にむかへたる御名にて、名牟遲は所謂名譽高き意なるべし、大國主はあまたある國主の、上たる義なり、大綿津見、大山津見などにおなし、宇都志國玉は、上の件なる國魂神たちにむかへて、顯國魂なるよしなり、御國避の後に、和魂の御名を、大物主神と云は、則

ち國主の任を避りて、物主の上にならし、よしなり、大物主のことは次に云り、國魂と云は、上にも云る如く國土を作り給ふことに、御功ませるを云あり、荒魂の御名を、倭大國魂神と申せるは、國造の功を助け給ふ神たちの、上にますよしなり、大國魂のことも次に云べし、この大穴牟遲神の御功を委く逃んどすれど、た安く云ふすべくもあらざれば、た、その主要を申すべし、須佐之男命の御功をかしこみて、國內の人民の十領となり給ひ、(則大國主)國土經營のことに功み給ひ、(則顯國魂)其嫡后須勢理毗賣命、之を助け給ひ、加ふるに少名毗古那神より來給ひ、更に産靈神の詔によりて、兄弟となりて、國造のことは更にも云す、うつしき昔人革、また畜産の爲には、其病を療する道を定め又鳥獸昆虫の災異を攘はんとしては、其禁厭の法を定め給ひけり、大御民今に至るまで、厥其恩頼を蒙りて、みな効驗あり、その大國主、顯國玉の御功、既に立ける時に、皇孫命の天降り給るによりて、その經營給る國をば、皇孫命に献り、顯國を避り給ひけり、こゝに高御産巢日神の命もちて、今汝が言すを聞に、甚其理あり、故更に條々にして勅給ふ、其汝が治せる顯靈事は、皇孫命治すべし、汝は幽神事を治すべし、又汝が住べき天日隅宮は今世せむ、其宮造のさまは、柱は高く太く、板は廣く厚く、即ち千尋撈繩を結て、百八十紐にせむ、又供田つくらせむ、又汝が海に往來遊ふそなへには高橋、浮橋、天鳥船も造らせむ、又天の安河にも、打橋造らせむ、又百八十縷の白楯造らせむ、又汝が祭祀をまらむ神は、天穗日命なりと宣ひ、又出雲國にても、八束水臣津野命の國引給し後、天下造らしし大神の宮仕奉むと、諸の皇神等宮處に參集ひて、築き給ひしは、則今の杵築の大社のはじめにて此は國避より前か、或は後にや、出雲風土記にては、其前にもあらんか、此大宮に、天穗日命の御子、建比良鳥命より、世々出雲國造の仕奉りて、大穴牟遲命、須勢理毗賣命二柱、うかがけり鎮り坐て、その御功高きこと、今世に至るまで之を知ざるものなし、大穴牟遲、少名毗古那神は、外國々を経營給ひけり、其は下少名毗古那神の條に云り、又、國主神の御子凡て百八十一神まし、其中に十五柱を珍子として、天下四方國人ともに、威恩頼を蒙らしめ給ひけり、○大物主神と云は、大國主神の和

魂の御名にして、未だ避りまさざりし時、天下にあらゆる青人草を治めて、その青人草を分治る國の長たる神の上たるが、即ち大國主たる御名の義なり、大物主と云ふは、大國主神の國避と俱に、其御子たちをはじめ、國避ませる國神八十万といふばかり坐て、これをみな統給る由なり、中につきて、御子事代主神は、百八十とす御子神の御尾先となりて仕へ奉り給へり、故歸麻呂し首、渠大物主神、及事代主神、すなはち八十万神を天の高市に集へて、帥て天に昇り其誠敬を陳し給ひ、而して皇孫命天降り坐る時に、その御供奉に仕へ奉り給ひき、

日本紀第二の天孫降臨の段、第二の一書に、是時歸順首渠、大物主神、又事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠敬、時高皇產靈尊、勅大物主神曰、汝以神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三種津姬命配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護乃使還降之とあるを、大物主神のまつろひて、天に昇り坐し、直に詔ありてやがて天降り坐しめたるものとし、皇孫尊の御天降の時より、前つ方の事の如くのみ心得て、今まで異なる論説は聞えず、然るに古語拾遺によると、皇孫尊天降の時、くさくさの御依しある中の一段に、復勅大物主神、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、とありて、大物主神に、八十萬神を領て、永るに、皇孫尊の爲に護り奉れて、御天降の時、諸神に依し給る、一段にあん有ける、これに依て大物主神たちの、天に昇りて、其誠敬を陳坐るは、皇孫尊に白せるもいなるべし、直に天神に白せる如く思ふは、委しからず、故た、に還降坐るには非して、皇孫尊の御供に仕奉て、率給る八十萬神ともに、天降り給るなりけり、日本紀に使還降之とあるは、皇孫尊の天降の文とはなれたる故に、別時にて別事の如くなりたるなれば、この件は古語拾遺に隨はざるべからず、拾遺の旨は後々に至るまで、大美和大神の朝廷の近き御守神とすすにもかなひて、理明らけいと正しと云べし、さきに古傳考の附録にも云る如く、紀記の二典は古事を、廣く集め記されたるにはあれど、其儀式の方は、其氏の職たる故に、古語拾遺の悉きに及ばざるなり、拾遺は、天石戸段、天孫降臨段、神武天皇即位段等、其順序のよく調ひた

るは、さすがに忌部氏の傳説ある事を知るべし、久保氏の古語拾遺講義に、この文を解きて曰、この大物主神への勅は、此神歸順し給ひて、其御子言代主神と共に、八十万神を帥ゐて、天に昇り給ひし時、高皇產靈神の詔へる御言なること、日本紀一書に出たり、と云はれたるは、いかにぞや、古史傳にこれを、日本紀のまゝに心得て、拾遺をば合せ考がへられざるは、口をしき事ながら、いかにもすへき由なきを、久保氏は古語拾遺を解くにも、猶日本紀の一書に出たりとして、皇孫尊御天降の時の、御依の一件なることを、辨へられざるは何事ぞや、今此事を辨らむるにつきて少か云べし、こゝにある八十万神は、平田翁の云れたる如く、國神たちを云なり、然れば高皇產靈神の詔の、八十萬神もまた同じ事と知るべし、國土にて大國主と坐し、時、隨へ給ひし神々を、長くこの神に依しめて、皇孫尊を守奉れと云給るなり、祝詞式神賀詞によるに、大物主神のみならず、阿遲須伎高彥根命、事代主命、賀化尔流美命もみな皇孫尊の近き守神として、倭の國に鎮り給へり、よりて考るに、この大物主神の御依する八十万神は、皇孫尊の御依に仕奉り初て、長く御守として仕奉ることいちしるし、神賀詞に見えたる神々の、近き御守神とすは、かの五伴雄神たちの、近き御侍に坐にひとし、かれこの由を少か書添つ、且日本條の大物主神のことにつき、かの猿田彦神のことをも思ふべし、

此時高柳產巢日神の勅もちて、其御女三穗津姫命を配せて、八十万神を領て、永に皇孫命の御爲に護奉れと言依して、天降し給ひたり、皇孫命の近き守護神として、倭大物主櫛櫛玉命と御名を稱て、倭の大三輪の神奈備にまして、皇朝廷の御爲に、神託ありしこと杯歷に見ゆ、倭國魂神と白すは、大穴牟遲神の魂の御名にして、宇都志國玉の國避まして、大地を修さめ給ふにますよしあり、國避まし、時に白し給はく、照大御神は天原を悉に治め給ひ、皇美麻命は葦原中國の八十魂神を専ら治給ひ、我は大地官を親ら治むと言訖給ひき、大倭神社注進狀に、大倭神社、在大和國山邊郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也、傳聞倭大國魂神者、大日貴神之荒魂、與和魂一氣力一心經營天下之地、

建得大造之績、在大倭豐秋津國守國采、因以號曰倭國魂神、亦曰大地主神、以八尺瓊爲神跡、奉齋焉、家牒曰、腋上池心宮御宇天皇元年秋七月甲寅朔、遷都於倭國葛城、丁卯天皇夢有一貴人、對立殿戶、自稱大日貴命、曰、我和魂自神代、鎮三諸山、而助神器之昌建也、荒魂服玉身在大殿內、而爲寶基之術護、即得神教、而天照大神倭大國魂神並祭於天皇大殿之內とあり、師木水垣宮の御代に、今の宮處に齋ひ奉れり、此らを以て大穴牟遲神の、神徳の大きなることを辨ふべし、大國主の功は大物主とあり、顯國玉の功は倭大國魂となりて、皇御孫命の知召す顯世にて、直に其狀をうかゞふことを得ね、今もなほ幽世にしては、大物主とまして、國神を主り、大國魂として、大地の國造の功を、主り給ふことなり、○少彥名神は、産巢日神の御子にして、天よりはなれて、この大地に降り給ひ、大穴牟遲命と、兄弟とあり給ひて、國內に大きな功を立給り、記に御祖神の勅を載せて、與汝葦原色許男命爲兄弟、而作堅其國とあり、其國とあるは、地球上凡てを云へり、わが大倭の國とのみ思ふは違へり、次に云ひぬを以て之を明むべし、大穴牟遲神國造として、少彥名神とともに、外國々をめぐりて、國造り給ひ、つひにわが皇御孫命の知召べき備とし給ひけり、其は文徳天皇實錄によるに、齋衛三年十二月に、常陸國よりの上言に、鹿島郡に海を煮て鹽を製る者有けるに、一日に夜半頃、海を望めば光耀ありて、天に照り、明日に磯前を見れば、兩の怪石ありて、水次に見在せるが、其高さ尺許にて、神體の如き神造の石にて、人間の石に非ず、鹽焼く翁をを見て異みつゝ去けるに、後にまた二十餘の小石ありて、向に依來し神石の左右に在て侍坐する如く、彩色常に非ず、或は沙門の形して、耳目あきも交れり、(前に海原を耀して寄來れる兩の怪石は、大穴矣遲、少彥名神の神跡なり、神功皇后の石立す、少御神とよみ給へるは、故あること、見えたり)時に神憑せる人ありて、其託に我は大名持少彥名命なり、昔この國を造り訖て、東海に去往たりしが、今また民を濟はむと思ひて、更に歸來れり、告給へる由を奏せるによりて、大洗磯前社と、酒列磯前社を建られて、官社に列ねらる、祭厭の法、くすしの道をはしめ、經世のわざはみあこの二柱の授

給ることなり、紀に百姓至今威蒙恩顧とあるは、皇國は云までもなく、地球上の人民の上にかゝれること云も更なり、また少彦名神は酒を造り始め給り、さて大穴牟遲神の御子、百八十神ませる中に事代主神は御父神を助け給ひて、特に御功高くませり、故兄弟百八十神の御尾先となりて、皇御孫命の近き守神とませり、又の御子阿遲須伎高彦根神、賀屋奈流美神二柱も、同列に貴置給へり、上件須佐之男命の御末の神たちの中に、大穴牟遲命ばかり、御功高きはまさず、國造のことは、万代に大國魂とまし、皇朝廷の御守には、万代まで大物主とませり、悉く云まはしけれど、こゝには其大凡をのみ物しつるになん、ことに大穴牟遲、少彦名神の御まに、民を濟はむ爲に歸來れる由を、御託し坐るを畏み奉りて、其恩顧をかゝがふりて、病無らむ事を祈るべし、これによりて、伊邪那岐命の苦瀨におちて、苦まむ時に助けてよと、宣るにつぎたる、二柱の御功を、辨ふべきことになん、大穴牟遲命の御子、百八十一神坐あかに、御名の傳はれるは、上に云ふ事代主神、あぢすき高彦根の神、かやなるみの神の外に、木俣神、亦名御井神、高ひめの神、亦名下照ひめの神、建みな方神、鳥鳴海神、山代ひこの神、若ふつ主神、この外にも二つ三つ御名、傳はれる神あり、此神たちの中に、事代主神の御功高きは、上にも云るが如し、神祇官の八神に列り給る事代主神は、此神を祭れるか他神なるか、此神にまさば、天皇の近き御守神なるが故に、鎮魂の五柱に配て、齋ひ給るなるべし、御井神は井を掘りて、これより先、高天原にて、天照大御神の御井を掘ること見えたり、世に利益を與へ給る神にて、皇朝廷に齋ひ給る座廢神の中に、生井神、榮井神、津長井神は、別神か、又は此御井神にや、別に座廢の神徳を此を合せ見るべし、また鳥鳴海神の子に、國忍富神まし、其子に波瀾多氣佐波夜遲奴美神、其子鬘主日子神、其子多比理妓志麻流美神、其子美呂浪神共子、布忍富鳥鳴海神、其子天日腹大科度美神、其子遠津山御帶神まし、八島じぬみの神より、遠つ山御帶神まで、十七世神と申せり、みな大穴牟遲神の神徳を賛け給る神たちあり、○五十猛神は、御父須佐之男神に隨ひて、天降り給る時に、多に樹種をもちて降りまし、妹大屋津比賣命、孫津此賣命と共に、まきはこし給ひさ、故紀伊

國に渡しませる由、神典に見えたり、大山祇神をわたしの神といひ、韓國より渡り坐るといふ傳は、このことを誤れるにやあらん、然らば山祇神とはいへど、此神に坐すやもはかりがたし、つくしより初めて、大八州國の内に播殖て、青山となし給るによりて、五十猛神を稱て有功神と云るよしあり、○大歲神、弟うが乃御魂神、子大國御魂神、韓神會富埋神、向日神、聖神、大香山戸臣神、御年神、天和迦流美豆比賣神、奥津日古神、奥津日賣命、亦名大戸比賣神、大山咋神、亦名山末之大主神、庭津日神、阿須波神、波比岐神、香山戸臣神、羽山戸神、高津日神、大土御祖神、凡て十六柱まし、また羽山戸神の子、若山咋神、若年神、若沙那賣神、爾豆麻岐神、庭高津日神、夏之賣神、秋比賣神、久久年神、久久紀若室葛根神、凡て八柱ませり、大年、御年、若年神は、年殺を幸へ給ふ神にして、式に御年皇神等能爾爾白久、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎、手肱爾水沫垂垂、向股爾泥查寄氏、取作牟奥津御年乎、入束穗能伊加志穗爾皇神等能、依左志奉者、云々、皇御孫命能宇豆乃弊帛乎、稱辭竟奉久登宣、と見えたり、この祈年の御祭の起れることは、別に祈年祭の條に云べし、記に奥津日子神、奥津比賣神は、諸人の持齊く竈神なり、大山咋神は、近江の日枝山、また葛野の松尾にますと見えたり、阿須波神、波比岐神は、坐廢の巫の祭る大宮所の靈とます神か、又は別神にや、なほ下の座廢の祭の條に云旨を、合せ考ふべし、大國魂神、また韓神、會富埋神、向日神、聖神をはじめ、其功德の詳に傳はらぬもあれど、みま殺物家居のことを幸へ給ひ、國土を開き給ふなにと、修理固成の神業を賛け給ふことは御名のうへにも明なり

國體の説

國體とは國を建たる體裁を云なり、今の各國のさまを見るに、皇化未だ洽からざるが故に、假に定めたる體にて、天地と俱に長く動くまじく定りたるものあるにあらず、万國一定なきのみならず、同國と雖古今異なるもののみ、故に民の爲に君をおき、理をおして神のあることを知り、止を得ざるに至りて教を設け、已を重んずるが爲に道をとき、或は智に偏り、或は藝に偏るなど、みな其片はしを取



て、完きものとせり、所謂野蠻の風にして、尊むにたるものにあらず、獨わが皇國には、皇孫尊天降まして、國の始より、神ながらの大御國よりをなしたること、いともかしく、いともかたじけなきことあり、

或問ふ、常に御説示を承るに、外國は無君國にて、其力をたのみて、強て衆に君をろへるものあり多數の望を買て、其職に昇る者あり、故にわが國と異なり、但此は今までの假の姿にて、終にはわが國の體裁に改るべしと、其言廣きに過て、とる所を得ずて、笑ひ去るものあり、いかに、答これ未だわが古典の趣を解り得ず、天地の理にくらさが故あり、かの國も知すしらす、既にわが國の體裁に近くされり、理をおして、天地を造れる神ありと知り、世に中を調る人奇きが故に、君主を立てども、其さまこそ全からね、神ながらの道の、その人の心の染たるが故に、致す所なり、世を襲ねたる君を敬ひ、神を祭る神式を制れるも、みな天神の、りに従へるものあり、又今の状を以てわが大君の大地すべてを知召すと云を、疑ふ人もあるべければ、少か之を辯ふべし、皇孫尊の天降ましし時は、御國うちは云も更に、近きはどりの國々、みなかしてみ仕奉し事は、祝詞式に、皇神能見霧志坐、四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐、伏限、青海原者棹柁不干舟、船能至留極、大海原爾舟、船都氣氏、自陸往道者、荷緒縛堅長、磐根木根、根佐久爾氏、馬爪至留限、長道無間久、立都々氣氏、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打桂氏、引寄如事、皇大御神能寄奉波云々と、見えたるごとく、かのわたの底の國さへに、みおもむけに従ひ奉りしが、御まつりごとのすきをうかひて、已を遠くする奴の、こゝかしこに起れるによりて、橿原の天皇、天下のさやぎを治めて、登國知召しなり、序にいふ、世の普通の人もは、平城の御代よりあなたに、東の國々はおもむけに従はざりしを、藤原氏、坂上氏よりこた、今のさまにされりしこと、思ふは委しからず、そは鹿島、香取、安房社をはじめ、古きこといふは今に灼きをや、國造本紀に東の國々の造を、橿原大宮、または瑞籬宮、又は志賀高穴穗朝の御代などに、定められたりとある

を以て、其より上つ代には、天神の御裔なごは、東の國には、跡だにもなしと思ふべけれど、然らず、出雲國造の祖は、神代より彼國にあれど、同本紀には、瑞籬朝の時に、國造に定め賜ふとある、一を以ても辨ふべし、凡て亂れたる後を以て、古をおすは、いとはかなし、きは外にも辨はいと多し、かくの如く皇孫尊の都近き皇國の内すら、長き御代のなかには、其力を持つて、君をろへる奴も、絶てなきにあらず、今の外國々の帝王なども、この類にて、時の至るまでの間におくものと云べし、所謂たえ間つぎと、云べき類のものなり、命短き虫魚らは、命、き人に勝こと能す、徳に限りある君王は、限りなき徳を有ち給ふ、わが天皇に仕へ奉るべき理なればなり、

然れば天神の定め給ふ君は、天地と俱に長く、日月と俱に遠く、立榮え給るは、天神の御心に出たるが故なり、人の立たる君は、之を改め之を換ふることあるは、人の爲になせしが故なり、すべて天下の人民は、天神これを皇孫命に、授け給るものあれば、皇孫命はこれを大御寶とし給り、天下の人民を治め給る御職に坐が故に、詔はく、天下は一人の天下にあらず、天下の人の天下なりと、然れども、人民は之をかしこみて、皇孫命は正しく、天神の御姿なり、天下は天皇の天下にして、天下の人の天下にあらず、身も家もあけて、一人の君の御爲にして、なほ足らずと、譬ば天神は、人の爲に天地万物を造給ひ、人は造物の化育を賛成するが如し、人、天神に向て、我爲に天地万物を造給ひながら、其物未だ我用に足すと云て、糺さんとするものは、則ち理の末路にて、所謂野蠻亂世の道なり、外國の人此末路に陥る者あり、誠此の如き真心を振立て、大和魂の人のさまは、かの已一人を重んじて、君をろひ父をなみし、終には顯世をも幽世をも愚に見、神をも人も弄びものにする、陋き今の外國風と、反對にて、雲と泥の差もた、ならず、ぞありける、こゝに大御國の國を建る體裁を解くに、天神の詔をかいて、神を敬ひ君に勤むることのべ、職を世々にして、氏姓を重みする旨をとき道と教の正きよしを明にせんすとす、

現つ御神と、神ながら天下知召、我天皇の御代は、天地と俱に動きさまは、天照大御神大御手に、天

鏡の鏡をさげ持して、天津日嗣の榮えなむことは、天地のむたきはみなかるべしと、言壽給  
 る御定によることは、云まくも更なれど、大御神の、かく言祝給るは、いともく深き山緒をありけ  
 る、其は伊邪那岐、伊邪那美命の共に誓ひて、天地を知すべき神をなさらめやはどて、先生ませる御  
 子は、天照大御神にして、次に月讀尊、素戔嗚尊、柱ましくけり、天照大御神は、高天原に坐て、  
 天地の極を天地と供に、遠長にみそかはします、大神に坐ませば、その御子をして、永く天下を知召  
 ことに定め給るは、伊邪那岐、伊邪那美命の御心を續給ひて、かくは言ひ負せ給へるありけり、されば  
 天つ日嗣の御璽とし給る、八咫鏡、天のむら雲鏡、また八咫瓊曲玉は、天神の伊邪那岐、伊邪那命に  
 賜る、天瓊戈は、天御柱とみ立て、國の鏡と齋ひ給るは、この大地に天神の御靈をいはひて、万世に動  
 きなき基を、固め給るものあり、御頸玉を、御倉御神といはひ給るは、天照大御神の御倉に、御祖大  
 神の御靈をいはひて、敬ひ給るものなり、されば天照大御神の、八咫鏡をさげ持して、此鏡は専ら  
 わが御靈として、わが御前を齋くが如く、同床共寝にさせて、齋鏡と爲給へどて、皇御孫命に授  
 け給ひ、今の現に伊勢の大宮に齋ひ奉り、其神うつしの御鏡を、朝廷に齋ひ給へり、賢所と稱し奉る  
 はこれあり、御鏡は皇大御神の御靈にして、天つ日嗣の御璽、皇朝廷より、天下大御民の万世の御鎮な  
 り、御鏡は御鏡にそひたる御寶あり、御鏡と御璽とは、所出體と山の如し、八咫瓊曲玉は、天皇の御  
 身の御守にて、万代に傳へ給り、なほ日前國懸の御靈御矛をばじめ、くさくの御寶あり、律曆御記  
 等によりて、之を明らむべし、わが天皇の御位は、かく天地のはじめよりの故よしありて、立給る故  
 に、天神の立給る君まとは申すなり、天地のむた動きなきも、うべにそありける、(われら臣民も、み  
 な神の定め給る故に、天地と俱に、遠長に位を改めざることは、次に悉く説くべし)  
 外國人はかゝる定めを知らざる故に、君といひ、臣といふは、世を治る爲に、人の作れるものとし  
 其説を天地の眞の理と思へり、いともくあさましきことなり、然れども論ふ理のまゝに、天下は

天下の天下なりと、眞に思ひ行ひたらば、國は穩ひならん、さはなくて、己一人のみを、限なき尊  
 きものにして、己が心を滿しめんのみは、心を盡し天下の万姓を苦しむることは、ことゝもせず、よ  
 りて世々亂のみ多くして、帝王といひ誇らふ人も、半ばかりは、世を平穩にわたることをえじ、人  
 の作れることは、人ながらに及ばじと云べし、世の道に志あらんもの、よく心留よかし

古語拾遺に曰、以天兒屋命、太玉命、天鈿女命、使配侍云々、大玉命、率諸部神、供奉其職、如天上  
 饗、仍分諸神、亦與陪從、復勅大物主神、空領八十萬神、永爲皇神奉護焉、仍使大伴原祖、天忍日命  
 帥來目部遠祖、天穗津大來目、帶仗前驅云々、是以群神、奉勅陪侍天孫、歷世相承、各供其職、と見  
 えたり、子孫は祖先の遺體にて、其體を分ちたることは、云までもなれば、我身恭しく、天照大御  
 神の詔をうけて、天皇に仕へ奉るみちなること明かなり、されば我天皇に仕へ奉る臣の職は、天照大  
 御神の定め給るものなり、古は臣連、伴造、國造、みな其職を世々にして、其儀式の正きこと、まさ  
 しく天上の儀式の如くなりき、中つ世より外國の説ども入來りて、世々仕へ奉りきたる姿を改めたる  
 ものありて、所謂浮沈のさまを、遁ることなけれど、氏を正し姓を重んずること、外國の比にあら  
 ず、遠つ飛鳥宮の御代には、神に誓て天下乃氏々名々を混へしめ給ず、清御原宮の天皇は、八色の姓  
 を定給ひ、平城天皇は姓氏録を撰はしめ給るなど、一としてこの道を重し給るにあらざるはなし、こ  
 れを以てわれら臣民も、天神の御定のまに、天地と俱に遠長に、其位を改めざることを辨ふべし、

或人問曰、上世とても、世々に家々の浮沈を免れざるは、云までもなく、ことに外國風いりきては  
 その氏々の浮沈甚しく、中にも名たる家も絶たるあり、名なきものもなり、昇れるあり、然れば外  
 國のさまと、何の替れることもなく、御説の如くに、天地と俱に信を改めざる杯とは、申しがたし  
 いかい、答これば君臣の分と、臣子と臣子の間とを混へたる間なり、臣の氏々に盛衰あるを以て、君  
 臣の興廢と等しく見たる謬の疑と云べし、古語拾遺にも、神裔亡散、其葉將絶と、廣成宿禰の歎かれ  
 たる如く、外國風の爲には、其衰も甚きなり、但し之を以て、古き氏々は跡方もなく、絶たるもの

と思ふは、其始を見て其終を見ざるみだり言なり、今も國々に、古き家々の残れるを以ても知るべし、又世々皇室に大なる功勞あるものはあり登る、これ必ずかくあるべきことなり、外國の君臣位をかへ、其興廢あるものは、わか臣民の中の盛衰よりも甚し、よく心をつつけられたきことなり、天照皇大御神の御依のまに、君も臣も天神と俱に、遠長に其位を改めず、かくありてこそ、各其所を得て天の下平穩しく、人々樂みて世にこの上もなき幸とは云べけれ、いかにとなれば、遠長に君と臣の分別正き故に、神に祖にまめに仕へ、子孫の末々まで、いと親く教さること、かの革命の國風のかけても及ばぬのみならず、雲と泥の差別あることになん、

大日本史贊に、凡敬神尊祖、奉天之道也、君臣畏慎之要、國祚之久長、幾皆所係焉、帝畏神威、遷三器於三笠、別摸國寶、以安殿内、誠敬神之至也、聖子神孫相承、傳於無窮、而神人相遠之漸、亦基于此、後王其可不畏管敬恪神祇之故乎、と云るは、瑞籬宮の御代のことなるが、然ることあり、

我みくくの殊に御代穩ひなるは、神ながらの御のりをに違はざるが故にこそあれ、外國人らがよく心とめずて、おのが私の理以て、政事のうへをくさく云はこらふは、みなすすめるのことにこそあれ、なか／＼にわか御國風にかき、世襲の君を尊む風となれるもことわりならずや、

會澤氏の新論に、當天祖傳位之日、使天兒出納帝命、天太玉供奉百事、兒屋之後、爲中臣氏、大玉之後爲齋部氏、故祭之日、中臣奏天壽詞、齋部上天靈鏡、累世奕葉必仍當初之舊、猶新受印於天祖也、其他供凡百之具、亦自莫非齋部之所掌、而至百執事者、亦皆世其職、奕世不墜、駿奔承事、毫無異於天祖傳祚之日、而君臣皆不得忘其初也、夫以天祖之遺體、而膺天祖之事、肅然優然見當初之饒容於今日、則君臣觀感洋洋乎、如在天祖之左右、而群臣之視天孫、亦猶視天祖、其情之發於自然者、豈待己而群臣也、者亦皆神明之胃、其先世事天祖天孫、有功德於民、列在祀典、而宗子糾緝族人、以主其祭、入以追孝其祖、出

以供奉大祭、亦各以其祖先之遺體、行祖先之事、惻然悚然、念乃祖乃父所以敬事皇祖大神者、豈忍忘其祖背其君哉、於是乎孝敬之心、父以傳子、子以傳孫、繼志述事、雖千百世、猶一日、孝以移忠於君、忠以奉其先志、忠孝出於一、未嘗二其本、云々とあり、云得て、いかにもいはれたり  
かれわがみくにふりは、神隨言舉せずして、家職を勵み勤めつゝ、よろづ素直にまことなるを、尊みつるものなり、今の世にありて、廣く世にまじはり、世の爲にことはからんにも、この心をゆめなわすれそよ、この道をゆめなうしなひそよ、

國史略に、神代教人、以正直爲主、寔万世不易之至道也、云々、而及人皇之世漸移、民向功倫、政事亦繁、僅用正直一教、則法則不備、故帝始召博士於西蕃、教授於皇太子、以興明倫之學、爾後爲政、必由儒道、云々、遂以儒道爲治國之正典、祭祀多用本邦古儀、云々、後世遣使于唐、命留學生、益明此道者、帝固創之嗚呼帝寔爲万世億兆君師、と云り心をつくべし

神に仕へ奉る道は、ひとり我國のみならず、何れの國にか其教なからんと、一わたりと思ふは、いとく、淺はかなることにて、同く神に仕ふとはいへども、神なからの道に叶へる我國の儀式と、後の世の人のおしはかりに定たる、外國の制とは、甚くことあるものになんありける、世の人々なほさりに思ひすくしそよ、

今より十とせあまり以前のことなるが、かの米國前大統領格蘭士氏の來れる時、我が朝廷に上りし表文あり、外國人にして、我皇國の國體を論へる説の公なるは、感へきことなり、こゝに掲げて我國人の國人ながらに、疎くして識る事の乏をひき起さんとす其表文に曰く、  
嗚呼盛ナル哉、我大日本天皇陛下、祖宗ノ鴻業ヲ受サセラル、皇統連綿トシテ、茲ニ二千五百三十餘年ヲ歴タリ、德澤ノ人心ニ浹洽スル、何ソ其久シキヤ、格蘭多國ニ在テ、之ヲ聞キ、今來テ始テ

其實ヲ目撃シ、以テ國体ノ然ル所以ヲ知ル、且夫レ新嘗祭ノ如キ、宇内絶美ノ祭典、陛下自ラ耕シテ、新穀ヲ取り、后宮親ラ蠶シテ、神衣ヲ製シ、以テ祖宗ニ奉シ給ヒ、稼穡ノ艱難ヲ知シメサル、事、其レ斯ノ如シ誰カ威徳ニ服セザラン、格闘多宇内ヲ周遊スル、斯ル絶美ノ典式ヲ見聞セス、陛下厚ク聖意ヲ此ニ留メ、猥リニ舊典古式ヲ改給フ事勿レ、格闘多又思ヘラク、凡ソ國家ニ禍難ヲ胚胎シ、遂ニ如何トモスヘカラザル者アリ、何トナレハ他邦ノ文物ヲ取り、他國ノ人種ヲ移シ、其固有ノ法度ヲ改メ、又隨テ風俗ヲ易ルノ時ナリ、今ヤ貴國其機ニ臨メリ、陛下深ク之ヲ鑑ミ、輕々シク他邦ノ文物ヲ取り、容易ニ法度ヲ更メ給フ事勿レ、云々、

これをよみ見ても、外國に卓れて、いともく、尊きことを知るべし、古よりわが大朝廷にて神嘗祭、新嘗祭、月次祭、祈年祭、鎮魂祭、大殿祭、八十島祭、鎮火祭、道饗祭、大祓式をはじめ、年々にたえぞ行はせ給ふ、儀式はみな天照大神御神の天宮の神式を、神ながら傳へ給るものにて、重みし奉るべきことになん、

然るを後には、外國より渡り來つる、佛の故などによりて、祖先に仕へ、また其身の上によことなき、冠婚葬等の法を修め物たれることとし、或は我國の教にもましたるよき式とぞ、偏に思ひをり、又は彼の教のみ知りて、我國に古の尊く畏きみちのありとも知らざるものあり、祖先に美あるを、世に知らせざるさへ、恥べきわさなるを、まして已さへ、この尊き道のあることを知らざるは、いともく、わはれむべきことなりかし、

神嘗、新嘗の祭の式をはじめ、古の尊き神事の式をつぎく、に、説あかして、我皇國の臣民たる道を盡させばや、かれ今より更に筆とりてとてなん、

粟田氏の神祇志科をはじめ、世にこのすぢのことを詳にせし、書も多なれば、今は世のかいなでの人々にも聞え安くとりつゝめて、書つくべし、みる人々しか心どめてよ、

神嘗祭 相嘗祭 新嘗祭

この三の御祭は、其原由を同くせり、古へ神の御代に、天照大神高天原に坐て、御弟月讀尊に勅して、葦原中國は保食神ありとて、之を見せしめ、天熊大人をして、五穀物をはじめ、海川山野に生る種々の物の種子を、とらしめ給ひき、故その穀物を、大神神の御田、天の狹田、長田に植しめ給ひしかば、其秋垂穎八握にしなひて、いと快く棠のれり、又天香山に、桑樹を植て、蠶を養はしめ、其蠶を口にくみ糸をとり、稚日女尊をして、神服を織しめ、穀を作り、また蠶養機織の道、この時より起れり、其穀物神服を、御祖の天神に献り給ひ、御自も聞し召けり、これ神嘗祭、相嘗祭、新嘗祭のはじめにして、皇孫命を、天降し給る時、その稻種をはじめ、種々の物を授け給ひて、御祭の式を傳へ給ひけり、

皇孫命の天降り坐さる前に、既に葦原中國に稻種をはじめ、衣食の道具たりしは、天照大神御神の御祖伊邪那岐命の、其基を開き給ひ、稚産靈尊大食津比賣命の御功あり、又御弟須佐之男命、田畠を新に懇給ることあり、大年御年若年神の御功あり、されば高天原の新嘗の、も傳りて、具りけんは云まくも更されど、こゝには今の現に傳はりて、我朝廷に行はる、御祭典式の、はじめをわけつるなり

瑞がきの宮の御代までは、伊勢の大御神は、朝廷にましければ、朝廷にて御祭は行はれつるを、玉垣の宮の二十五年に、伊勢の渡會郡宇治の五十鈴宮に移し奉り給ふ、皇大神宮これなり、これより年々に勅使を遣して、新穀を取りて御幣帛をさしげ給ふこと、天照大神御神の御祖天神を祭り給る神の御代に用なることなし、これを神嘗祭といふ、はじめは九月十七日なりしを、明治十二年より十月十七日と定め給へり、これは暦日の改りし故なり、

大神宮式に、九月神嘗祭、大神宮御衣三疋、云々、式に又云、米三石三斗、酒米十石、雜供料米廿五石、鹽一石、神酒廿三缶、小稅二百三十束、大稅一百八十束、斤稅一千二百廿二束、此外種々あり、右月十六日祭渡會宮、十七日祭大神宮、禰宜、大内人各著明衣、分頭左右、宮司立中、次使

忌部椿幣、次馬、次使中臣、次使三人就内院版位、使中臣申詔力、亦神宮司、宣祝詞、餘儀同、月次祭、

相嘗祭は、皇大神宮にて行はる、神嘗祭の相嘗祭にて、祭神七十一座あり、新嘗祭は、十二日先立て十一月の上の卯日に祭らせ給へり、預り給へるは皇大神宮に於ては、崇め給る神社なり、新嘗祭は、十一月下の卯日にて、天皇御自ら、天照大神に御幣を奉り、天神地祇を祭り給ふ、この祭に預り給るは、官幣の社三百四座にて、相嘗祭に預り給る七十一座に於て、崇め給る神たちなり、朝に天神地祇を奉り、夕には天皇の聞着す御事は、神代のさまに替る事なし、この祭を今は十一月廿三日に定給り、

つぎに新嘗祭の翌日、群臣に宴を賜ふ、これを聖明の節會といふ、朝廷のみならず、臣民の家々にても、この新嘗の祭を行ひ、ことに齋謹みて、神に仕奉りしさま、古書に見えたるが如し、これ神祭は、万の事の基なればなり、

天皇天津日嗣につき給る時の新嘗祭を、中古よりとり分て大嘗祭といふ、天神地祇に奉り、御自ら聞召齋庭の稻穂を、太兆の卜事もて、悠紀主基國を齋定て、物部の人、酒造兒、酒波、粉走、灰焼、薪採、相作、稻實公ら仕奉りき、齋部天照の鏡劔を捧けて、正殿に安奉り、中臣天神の禱詞を奏し、大伴、物部、宮門を護り、予楯をたつ、その御祭には、天神地祇三千一百三十一座の神に、幣帛を奉り給へり、明治の新代となりても、加り給る神たちあり、大嘗といふも同じく、新嘗の祭にて、異なることはなけれど、この儀式のことに嚴なるは、御代のはじの御事なればなり、

式に、踐祚、大嘗祭、爲大祀、祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂祭等、爲中祀、大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、園韓神、松尾、平野、春日、大原野等祭爲小祀、風神祭已上、並諸司齋之、鎮花祭以下、祭官齋之、云々、

國の名を、瑞穂國といふも、天照大御神の皇孫命に勅して、天つ日嗣の、天つ高御座に御座て、天つ御膳の、長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋の、瑞穂を平けく、安けく齋庭に所知食と、事依し給るに起れば、有が中に、この御祭はかり尊きはなし、ゆめおほろかに思ひすくしそよ、

頃日新聞紙傳て曰く、本邦の統治權は、万世一系天壤無究に涉らせ結ふ、天孫の知召嗣なることは吾人の曾まで承り知る所なれども、此は所謂不文の憲法にて、定りたる所なれば、今度成文憲法の出るに於ては、いかにこれを明記さるべきか、今仄に聞く所に依れば、此事に關りては、大臣顧問官に於て、種々討議のありたる所なれども、結局千五百秋の水穂の國は、皇孫の知すへき國なりと詔らせ給ひたる語に依り、憲法開卷第一に於て、此の文字を依用し、「大日本帝國は、萬世一系の皇帝の知らす所なり」との意にて、特書せられたりと、かくあるべき事にこり、

祈年祭

祈年祭、毎年二月四日に、班幣の式あり、皇大神宮の幣物は、別の案上に置て献られ、各官社のは、夫々府縣知事に命せて奉らる、其祝詞に、高天原に神留ります、皇親神ろぎ神ろみの命を以て、云々とあれば、天神の授け給へることは、云々も更なれど、高天原にては行はれし式なるや、否は傳る所なし、思ふに、これは産靈神の其神式を傳へ給るにて、この國にて初まれる式ならん、祈年祭は、令義解に、祈、猶禱也、欲令三歲災不作、時令順度、即於神祇官祭之、故曰祈年と見えたり、この祭に預り給る、官幣の社、また國司の祭る國幣の社ども、延喜式の九十の卷に、其社を載られたり、當今は各官國幣社を祭り、餘は宮中の神殿にて、祭らるることあり、この祈年祭の内に、御年神を祭り給ふ式あり、これは全くこの國地にて初まれる祭式なり、古語拾遺に、於是大地主神、令片巫、眩巫、占、求其由、御歲神爲、崇宣、獻、白猪、白馬、白雞、以解其怒、依、教奉、謝、御歲神答曰、云々仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以、白猪、白馬、白雞、祭、御歲神之緣也、式の祝詞に、御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎、手眩爾水沫盡垂、向服爾泥盡寄氏、取昨牟奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者、云々、御年皇神能前爾、白馬、

白猪、白雞、種々色物乎、備奉云々、と見えたり、天照大御神の五穀の種を、見そなはせし時の詔にこればうつしき青人草の食て活へき者ぞと、詔給るいともかしこき御意を受繼して、代々の天皇の此御祭を治めて、天下の青人草を恵み給へる御式なれば、人々おほろかに思ひすくしそよ、

按ふに御年神を祭る祝詞に、奥つ御年とあり、先哲の説もあれど、これは稻種の一類を云るなるべし、其は出羽の大物忌神社の舊記によるに、稻種に出雲稻四種〔赤梗、赤糯、黒梗、黒糯〕古志稻二種〔沼垂梗、沼垂糯〕日向稻四種〔白梗、白糯、青梗、青糯〕笠籾稻二種〔鶴唳梗、鶴唳糯〕十二種あり、出雲稻、古志稻は、世に云ふ晚稻にて、即ち須佐之男命の御代より作り繼たるものなるべし、凡てのをはたし御年といひ、御年神を祭れるは奥つ御年といひ、かつ御年神を祭る式は、上にも云る如く大地主神より起れるを以て、かくは云なり、なほよく考へて定むべし、廣瀬の大意、山口、水分の御祭の祝詞に、奥つ御年とあり、この式も右に準へて思ひ遣るべし、

月次祭 神今食

月次祭は、六月十二月に行はる祭の式、祝詞等、凡て祈年におかじ祭らせ給ふ神、古は三百四座まして、其御社は証喜式に載せられたり、皇大神宮には、ことに御使を遣して幣をさし給ふ、朝廷には中殿〔これを神嘉殿ともいふ〕において、神今食の御式あり、此御祭の前後に、御贖、大殿、忌火、庭火等の御祭あり、神今食は、大いに准ひ、天皇御親ら今ずりの御食を、天照大神に奉り給る重き御式なり、この御祭はまさしく新嘗祭の如し、月次の祭は、皇神等の天下を安らげく守り給ふを、月毎に賽し給へるよしにて、其幣を六月十二月二度に奉らせ給へるなり、庶人の宅神祭におなし、今は皇大神宮にのみ奉らせ給へれど、これは古の如く官國幣社ともに、行はるへくこそ願はしけれ、

鎮魂祭

鎮魂祭は、十一月に行はれて、天皇の御世をことぞき、御魂を鎮る祭にて、中宮、皇太子の御式は、ことにありて、古は天下にあまねく、行はれたることなり、その原始は、天照大御神、須佐之男

命のみしわざを怒りまして、天岩屋戸にこもり給ひ、高天原も天下もみみ常開とありたりし、時諸神たち愁ひて招奉り給へることあり、此時天のうすめの命鎮魂の式を行ひて、大御神を和め奉りたるより起れり、また十二月に御魂を齋戸に鎮る祭あり、この祭のことにつきては、悉しき説あり、下に別にあらはすべし、

大殿祭 御門祭

大殿祭は、屋船久能運命、屋船豊宇氣姫命を祭て、宮殿の災異なからむ事を祈る故に、新宮を遣れる時、又は神今食、新嘗祭の明日、平旦に行はる、皇孫命の天降りませる時、天神詔して、齋部をして、齋斧以て奥山の木を伐採り、其本末を山神に祭り、中間を齋柱として、瑞の御殿を造らしめき、此時御祈玉をはじめ、種々の神寶、矛、盾、木綿、麻等を造らしめ、其物備る時に、天璽の鏡劔を捧持て正殿に安奉り、並に瓊玉を懸け、幣物を陳て、大殿祭の祝詞を申し、次に御門祭あり、これは代々齋部氏の掌る所なり、この御門祭は、月次、祈年に祭らせ給るとは、ことにして齋部の祭れる所なり、

神衣祭

この御祭は、伊勢の大宮にて、年毎の四月九月に行はる、御祭にて、其始めは、天照大御神の天つ宮にて、齋服殿に坐々て、神衣をおらしめ給ひき、石窟に隠坐るに及びて、長白羽神は麻を殖ゑ、天日鷲神、津昨見神は、穀木綿木を殖ゑ、天羽槌雄神は、文布を織り、伊勢人面らが、遠祖天棚機姫は、桑を殖ゑ蠶絲をとり、大神の神衣を織て、神祭の具とせられき、神衣祭はこれを原とす、皇孫命御天降の時、人面の遠祖、機具を持降りしより、其男子をば、人面といひ、女子をば織子と云て、天宮の例を違へず仕奉り、水垣宮の御代に、今の地に大神宮を遷し給る時、八尋機屋を宇治に建て、天棚機姫神の孫、八千々姫命をして、神衣を織らしめ給ひしより、代々この御祭を仕へ奉り給へり、但御饌御衣を献る祭は、豊伊勢の大宮のみに限んや、上下そのほどにつけて、天神を祭り先祖の神を、祭るべきこと云も更なり、天照大御神の齋はた殿にまして、神衣をおらしめ給るも、その大本にます神

を齋ひ給へると、今更に云までもなかれは、この大手振にあらひ奉るべきことあり、

大忌祭

大忌祭は、大和國廣瀨の川合にます、大忌神、即ち若うかのめの神を主とし、立田にます風神、また六の御縣の神を祭り、山々谷々水を甘水と爲て、田島と浸潤し、悪風荒水の禍なく、五穀を熟稔しむることを祈る御祭なり、廣瀨神に白す祝詞は左の如し、

廣瀨能川合 爾稱竟奉 流 皇神能御名乎白久、御膳持須若字加能賣能命登、御名者白氏、云々、皇御孫命能長御膳能遠御膳止、赤丹能穗爾開食牟、皇神能御刀代乎始氏、親干等、王臣等、天下公民能取作與都御歳者、手眩爾水沫盡垂、向胎爾泥盡寄氏、取將作與都御歳乎八束穗爾皇神能成幸賜者初穗者汁類爾千稻八千稻爾引居氏、如横山打積設氏、秋祭爾奉牟とあり、

また立田神に白す、祝詞は左の如し、  
爾田爾稱竟奉、皇神乃前爾白久、志貴島爾大八島國知志、皇御孫心乃誠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾開食須、五穀物乎始氏、天下乃公民乃作物乎、草乃片葉爾至万氏、不成一年二年爾不在、歲真尼久傷故爾、百能物知人等乃、ト事爾出牟神乃御心者、此神止白止負賜支、此乎物知人等乃ト事乎以氏、ト止母出留神乃御心母無止、白止開看氏、皇御孫命詔久、神等乎波、天社國社止忘事無久、酒事無久、稱辭竟奉止思志行波須誰神會天下乃公民乃作物乎、不成傷神等波、我御心會悟奉止、字氣比賜支、是以皇御孫命、大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作物乎、惡風荒水爾相都、不成傷我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉氏、吾前爾奉牟、幣帛者、御服者、妙、照妙、和妙、荒妙五色乃物、橋才御馬爾、御鞍具氏、品々乃幣帛備氏、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃龍田能立野乃小野爾、吾宮波定奉氏、吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作物者、五穀乎始草乃片葉爾至万、成幸奉牟悟奉支、  
案ふにこの祝詞によりて思へば、水垣の御代にはじめて、風神の御社を起したまへり、とするも一む

たりの考にて、仲哀天皇紀に、住吉の三前の神を、この時にそあらはれ給へると云るに同じく、この風の神の御祭も、御社も、この御代より先つかたいたく衰へて、終に中絶せし故に、かく御崇ありて其神諭に、打おどろかして、御社をも新に建て、御祭をもおこし給るにこう、これらの事に就ては悉き考あれど、こゝに略きつまた御縣の神の祝詞は左の如し、  
倭國能六御縣乃山口爾坐、皇神等前爾云々、皇神等乃坐須山々乃自口、狹久那多利爾下賜水乎、甘水登受而、天下乃公民乃取作禮、與都御歳乎、惡風荒水爾不相賜、汝命乃成幸賜者、云々、  
この大忌の御祭は、毎年四月、七月に行はれ來りたり、この御祭は、水垣宮の御代より起れり杯云は右には云ることく悉しからざるあり、

生島祭

生島祭は、則國靈の神にて、神祇官の西院にませり、古傳に大八島の靈と云り、新年、月次、新嘗祭の御幣を奉り給へり其祝詞は、  
生島能御巫能、辭竟奉、皇神等能前爾白久、牛國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能數也島能八十島者、谷蝮能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島隨事無皇神等能依左志奉故、云々

鎮火祭

この祝詞によりて、國靈神の御功の高く、かつ國民の常に崇ひ奉るべきことを知るべし、  
この御祭は、六月十二月、宮城外四隅にして、祭らせらる、上古のとき、伊佐奈伎伊佐奈美乃命、國の八十國島の八十島を生坐し、八百万神たちを生給ひて、麻奈弟子に、火結神を生給ひ、石隱坐し、與美津枚坂に至て、思はさく、吾汝背命の知食上つ國に、心惡子を生置て來ぬ、と宜給ひて、返坐て、更に水神、匏、川菜、植山姫、四種の物を生坐て、此心惡き子の心荒ひそば、水神、匏、山姫、川菜をもちて、鎮め奉れど、事教悟し給ひき、この祭はこれによりて起れり、

道饗祭

この御祭は、六月、十二月宮城四隅の道上にて、祭らせらる。神祭は、八衢比古、八衢比賣神、久那戸神の三柱にして、常の式のみならず、疾疫ある時は、臨時に諸國におきても、これを祭らる祝詞は、大八衢（爾）、湯津野村之如久塞坐皇神等云々、根國底國（爾）、備備（爾）、來物（爾）、相率相口（爾）、事無久下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守、爾守奉齋奉、禮云々、  
諸祭

古より常に定れる皇神たちの御祭は、ことにあつく仕給ること、上にわけたるが如し、猶くさくさの御祭もあるが中に、毎年の二月七月に、幣帛を二十二社に奉て、年穀を祈り給ふ、これを祈年穀祭といふ、二十二社はしめは、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大和、石上、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰の十六社なりしが、後に一任天皇の御代に、吉田、廣田、北野、梅宮、祇園を加へ、後朱雀天皇日吉を加へ給て、二十二社となれり、此御社は明治の現代となりても、伊勢神宮の御事は、云々も更に、外の御社もみお、官幣の大社、或は中社に列ね給ひて、厚く敬ひ給へり、又早霖毎に祈雨の御祭あり、疫癘を鎮め、退める爲に、鎮座の祭あり、霹靂をさぐる御祭あり、また御使を外國に發遣し給ふ時は、天神地祇を郊野に祭り、外客入朝の時は、畿内の界に迎へて、蕃神を却ふ御祭あり、外客の京に至る比はひ、穢麻を給ひ、穢除かして、後京に入ること許さる、其の前二日京域の四隅にして、塞神あり、又路次神々を祭り給へり、これみお古上（爾）、邪那岐命のよみの國より還り給へる時の、御故事によれるものあり、この外に鎮座（爾）、鎮座祭、鎮座水神祭、鎮座御在所祭、鎮座土公祭、鎮座宮地祭、御竈、御井、産井、御川水、御觀、羅城、御贖、八衢祭行幸時の祭の如き、みお臨時に行はれたりこれらを以て、古へ神祭の式の嚴かにして、外國にすぐれて、神代のみよりの傳はり來ぬることを知るべし

●宮中には、三十六座の神を齋ひ給へり、式に神祇官西院坐、御巫等祭神、二十三座、（並大、月次、

新嘗、）御巫祭神八座、（並大、月次、新嘗、中宮、東宮御巫亦同、）神産神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神、座摩巫祭神、五座、（並大、月次、新嘗、）生井神、福井神社、網長井神、波比支神、阿須波神、御門巫祭神八座、（並大、月次、新嘗、）櫛石窓神、（四面門、各一座、）豊石窓神、（四面門、各一座、）生島巫祭神二座、（並大、月次、新嘗、）生島神、足島神、宮内省座神三座、（並名神、大、月次、新嘗、）園神社、韓神社一座、大膳職座神三座、（並小）御食津神社、火雷神社、高倍神社、造酒司座神六座、（大、四座、小、二座、）大宮賣神社、四座、（並大、月次、新嘗、）酒殿神社二座、（並小、）酒彌豆男神、酒彌豆女神、主水司座神、一座、（小、）鳴雷神社と見えたり、賢所は内侍所ともいふ、年中行事秘抄、内侍所、自往古號之神明、相傳云、伊勢大神宮分身也、禁秘抄云、自神代爲神鏡、如神宮奉仰爲伊勢御代官、被留置也、神事次第同伊勢、正統記云、内侍所は神鏡なり、八咫鏡と申す、正体は皇大神宮にいはひ奉る、内侍所に座すは、崇神の御世に鑄かへられし御鏡なり、即ち伊勢の御摸にて其靈は天照大御神にますこと云も更なり、明治三年一月神祇官の左の御床に、八神、および天神地祇の御靈を、右の御床に、歷朝の天皇の御靈を齋ひ祀り給ひしを、同五年の三月、神祇官を廢せられたる時に、賢所の左右の殿に遷齋ひ給ひき、因に云ふ歷朝皇靈は、三殿ありて、中殿に後櫻町天皇以前の天皇、皇后の御靈を齋ひ、左殿に、後桃園天皇以後の天皇、皇后の御靈を齋ひ、右殿に歷朝の皇子皇女たちの御靈を齋ひ給へり、  
○大祀、令節、國祭日のことを云ふべし、一月三日元始祭、三月の春季神前祭、六月三十日の大祀、九月の秋季神前祭、十月十七日の神嘗祭、十一月二十三日の新嘗祭、十二月三十一日の大祀を、大祀と稱す、二月十一日の紀元節、十一月三日の天長節を令節といふ、一月三十日の孝明天皇祭、二月二十一日の孝仁天皇祭、三月の春季皇靈祭、四月三日の神武天皇祭、九月の春季皇靈祭、十二月六日の後桃園天皇祭、十二月十二日の光格天皇祭を、國祭と稱ふ、この御祭日のごとは、人のよく知る所なれど、今こゝには悉しく云はず、畏き御あたりの神祭を重くし給ふるにならひて、天下四方の國の臣民



も産土神氏神を祭り、又家々に宅神竈神をはじめ、其程々に神祭を行へり、左にその大略を云べし、  
 ○産土神は各村間に在りて、其氏子たる者の常に、最重敬すべき神なり産土は其人の本居なり産土神ま  
 た氏神と云ふ、氏の言辭たる、うぶつち亦うぶでの考ありて、産土の言と敢て異なることなし、姓氏録  
 に竹田邊連火明命五世之孫、建刀米命之男、武田折命之後也、仁徳天皇御世、大和國十市郡川坂川之  
 邊、有竹田神社、因以爲氏神、同居住焉、經竹、美供御著竹、因玆賜竹田邊連とあり、之を式神  
 名帳に、十市郡竹田神社と載せ、大和志名所圖繪に、今新東竹田村にある山を云ひ、神名帳畧解參  
 取姓氏録に、祭神は天照國照火明命なりと云へり、此等を以て氏神と産土神と、同神にまじし、且氏神  
 の成立等推知すべし、猶氏神のこと、六史は素より播磨風土記等に、見すれば、こゝに抄出せず、然  
 るに氏神は内神にて、一家の祖先、産土神は一村の齊く神にて、大に別なりとの説あり、此説は上  
 古人民蕃殖乃起源を熟知せざるの淺見より、云出せることあるへし、大凡一村は一氏の蕃殖せしもの  
 にして、今にても山里僻陋の間には、全村舉て親族にして、村名だも尙其舊家號を以て呼ぶものあり  
 これ上代の遺蹟なるべし、抑産土神は、一村の始祖を祭りたるものにして、其村落にありては、有續  
 の神あれば、子孫たる村民は、親しく之を齊き、嚴に祭奉せしことなるが、世降るに従ひて、公より  
 これを管理せらるゝにかりたるなり、それよりして氏子氏神の間、甚遠きが如くなりたるなるべし、  
 飯令は攝津國豐嶋郡垂水村、垂水神社、祭神豐城入彦命、同神の氏神なる故に、村民齊き奉りしが、  
 孝徳天皇の御宇、天下旱魃して、河井涸絶しければ、垂水村なる豊城人彦命十世孫、阿利眞公高樋を  
 作り、産土の水を内裏に送り、御膳水に供奉せしかば、天皇其功を美め、垂水公の姓を賜ひ、垂水神  
 社を掌らしめ賜へり、素よりこの垂水神社は、其氏子なる村長とも云へき、阿利眞公の齊くべきは、  
 理の當然なり、然るに大功有しより、殊に齋しむ、後二百年にして、勳八等垂水神社に、從五位下を授け  
 玉へり、又寛平七年十二月の官符に、諸人、神多在畿内、毎年二月、四月、十二月何廢先祖之常祀、  
 若申請者、直下官宣、(氏神と云は、産土神なる事顯明なり、)など有如くに成りたる事なるべし、

明治二十七年四月十七日印刷  
 同年 同 月二十三日發行

著 作 者

大教正藤井稜威

山口縣熊毛郡上關村大字  
 長島第八百十六番屋敷

發行者

叶才次郎

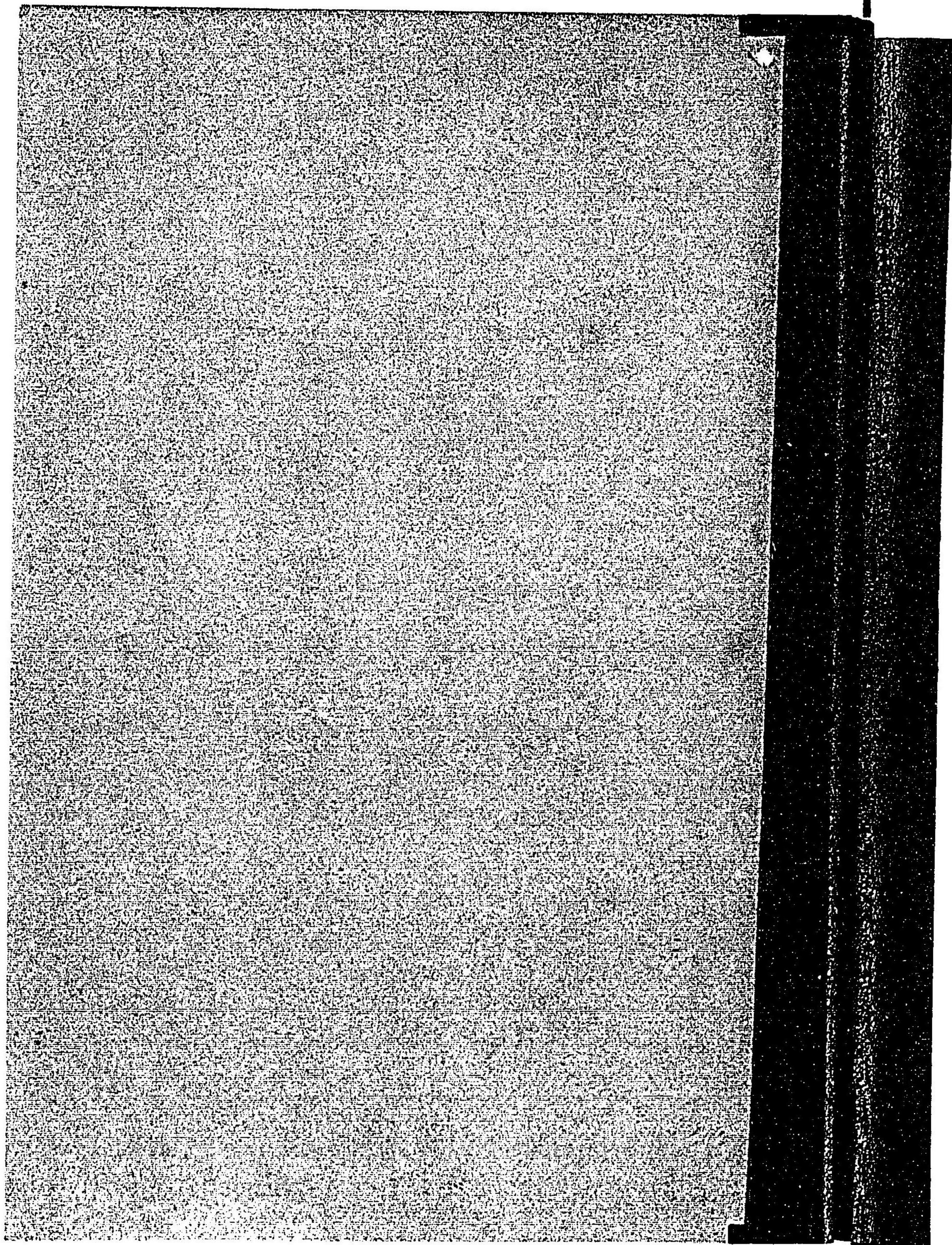
東京芝區葺手町  
 廿六番地

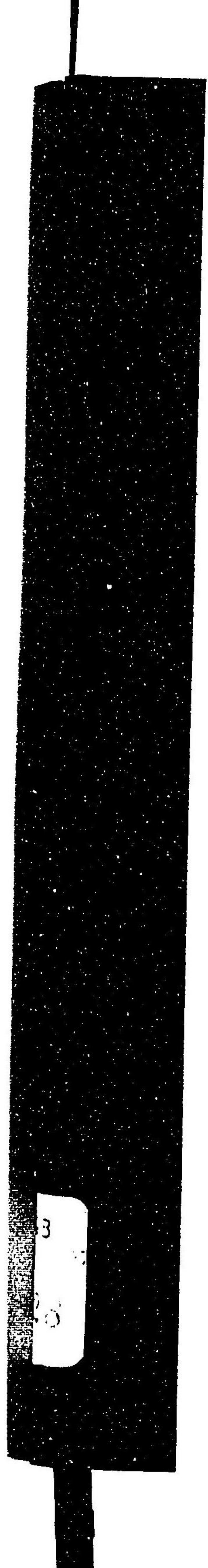
印刷者 澁谷信次郎  
 東京市京橋區瀧山町七番地  
 瀧關舎  
 印刷所 瀧關舎  
 東京市京橋區瀧山町七番地



N-T

Faint, illegible text covering the majority of the page, possibly bleed-through from the reverse side.





神宮教立教大意述義詳解

藤井稜威

国立国会図書館

014172-000-3

特48-828

神宮教立教大意述義詳解 甲

藤井 稜威/著

M27

ABB-0470



特

